

令和5年第3回京丹波町議会定例会（第2号）

令和5年9月5日（火）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 諸般の報告

第 2 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（13名）

1 番 山 崎 裕 二 君

2 番 伊 藤 康 二 君

3 番 居 谷 知 範 君

4 番 谷 口 勝 巳 君

5 番 東 まさ子 君

6 番 山 田 均 君

7 番 畠 中 清 司 君

8 番 山 崎 眞 宏 君

9 番 西 山 芳 明 君

10 番 隅 山 卓 夫 君

11 番 松 村 英 樹 君

12 番 森 田 幸 子 君

13 番 梅 原 好 範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（26名）

町 長 畠 中 源 一 君

副町長	山森英二君
総務部長	松山征義君
健康福祉部長	木南哲也君
産業建設部長	栗林英治君
企画情報課長	堀友輔君
総務課長	田中晋雄君
財政課長	山内明宏君
管財課長	藤井知宝君
税務課長	小山潤君
住民課長	久木寿一君
福祉支援課長	岡本明美君
健康推進課長	西野菜保子君
子育て支援課長	保田利和君
医療政策課長	豊嶋浩史君
農林振興課長	藤井雅文君
商工観光課長	片山健君
土木建築課長	山内敏史君
上下水道課長	堀内浩二君
会計管理者	樹山敬子君
瑞穂支所長	中野竜二君
和知支所長	十倉隆英君
教育長	松本和久君
教育次長	堂本光浩君
学校教育課長	宇野浩史君
社会教育課長	村田弘之君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議会事務局長	長澤誠
書記	山本美子

書

記

松 谷 洋 二

開議 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、健康管理のため、出席者の入場前の検温、手指消毒を行うとともに、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、令和5年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

8月30日に議会広報広聴特別委員会が開催され、議会だより発行に向けた会議が行われました。

9月1日に全員協議会が開催され、町が出資する各法人の経営状況等について、報告を受けました。

京丹波町情報センターに対し、本日の本会議の収録データの編集、自主放送番組での放映を依頼しましたので、報告いたします。

本町新規採用職員研修のため、本定例会における一般質問を傍聴したい旨、届出があり、許可したので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

#### 《日程第2、一般質問》

○議長（梅原好範君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

質問者は、最初の質問のみ質問席で行い、以降は、自席へ戻って、自席にて答弁を受け、次の質問を行ってください。

最初に、畠中清司君の発言を許可します。

7番、畠中清司君。

○7番（畠中清司君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告書に従い一般質問を行います。

今回は、防災について、生活排水について、人工透析に係る交通費助成制度についての3項目について質問をさせていただきます。

まず1つ目としまして、防災についてでございます。

消火器は、初期火災において、消火する人が安全にかつ確実に消火することができるものであり、消火の3つの作用のうち、窒息消火及び冷却消火の原理を応用したものです。一般住宅などに設置される住宅用消火器と、消防法令などによる設置義務のある場所に設置される業務用消火器があります。消火薬剤の詰め替えや消火器内部の点検は不要とされています。使用期限があるので定期的な交換は必要とされています。

そこで、(1)としまして、消火器は、自治会購入や個人購入により購入されていますが、使用期限が過ぎ、実際、初期消火に使用できるのか心配をされている現状があります。消火器の設置、使用方法などに関して町民の方にどのように説明して周知をされているのか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 初期消火に必要な消火器でございます。どこのご家庭にもこういったものがあろうかと思っておりますが、維持管理が大変難しいものがあろうと思っております。いつの間にか期限が切れていたり、薬剤の詰め替えもしなければならないのにそれができないと、いざというときに本当に役に立つのかどうかといった疑問も生じますし、また、何より大事なことは操作に慣れる。操作方法を町民の皆様方が、やはり皆さん全員が熟知していただく、そういうふだんの訓練が必要だろうと思っております。そういった意味で、もっと消火器というものに関心を高めていく必要があるのではないかなとは思っております。

詳細については、この後、担当課長から答弁をさせます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 消防法施行令第10条によりまして、消火器の設置の義務づけにつきましては、一般住宅についてはそういったものが含まれてないということでございます。したがって、市町村においては、消防法に基づくような指導でありますとか規制につきましてはすることはできませんけども、広報誌等を通じて使用期限等をお知らせしていくということを周知してまいりたいと思っております。

それから、消火器の使用方法等につきましては、区など地域でありますとか認定こども園等からの依頼がありましたら、消防団とか消防署と合同で説明を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 2つ目としまして、今答弁もありましたけども、使用期限が過ぎた消火器の処分についてはどのような状況になっているか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 消火器の処分につきましても、個人の対応としていただいております。新たに購入される場合で相談を受けました際は、購入先の業者で引き取っていただくようお願いをしております。また、持込みで手数料は発生いたしますが、船井郡衛生管理組合でも処分いただくことが可能となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 3つ目としまして、消火器などによる防火訓練、今課長の答弁もありましたけども、区、地域、あるいはまた消防団でやっているとということだったんですけども、年間計画として予定されているのか。また、各消防団とどのような連携を図っているのか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 消火器による訓練につきましては、区からの要請に応じて臨機応変に対応させていただいておりますということでございます。年間計画として実施をしておりますということはありません。なお、消防団と連携して集落等で訓練を実施される際には、訓練用の水消火器というものを持っておりますので、そちらのほうを貸出しをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 期限が過ぎた消火器を、私も各区へ行かせていただくと置いておられる家庭が結構あるんですけども、倉庫の片隅とかに保管されている現状もあります。話を伺わせていただくと、玄関には1台あって、2台も置く場所がないということで、場所がなく倉庫で保管しているようなことが現実にはちょこちょこ見て回りますとあります。

そこで、4つ目としまして、先ほど答弁もありましたけども、使用期限が過ぎた消火器の処分費及び新しい消火器の購入設置費の補助金を創設する考えはないか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松山総務部長。

○総務部長（松山征義君） 消火器の設置に関しましては、法的に定められておらず、購入につきましては個人の判断によるところが大きいということでございます。個人資産となりますことから、現時点で補助金の創設は考えておりません。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） それでは、続きまして、住宅用火災警報器について伺いたいと思います。

住宅火災による死者数は、令和3年度は全国で966人、そのうち約5割が逃げ遅れ、約7割以上が65歳以上の高齢者となっています。この逃げ遅れを防ぐことを目的として、一般住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。住宅内で発生する火災をいち早くキャッチして、警報ブザーや音声により知らせる装置が住宅用火災警報器であります。住宅用火災警報器は、火災を感知するために常に作動しており、その寿命は10年とされています。住宅用火災警報器が設置されている場合は、死者数と損害額は半減、焼損床面積は約6割減少するという結果が出ております。

そこで、（5）としまして、住宅用火災警報器が適切に作動するように、定期的に作動確認を行う必要があると思いますが、各地域の点検状況について伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 京都中部広域消防組合が定期的に巡回をされ、動作確認等の聞き取りを行っておられるということはお聞きしております。町といたしましては、火災予防週間等のチラシなどを通じて、定期点検の広報を行っております。あわせて、消防団活動におきましても、動作確認等も活動いただいておりますということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 6つ目としまして、住宅用火災警報器は、先ほども言いましたけども、設置後10年を目安に交換となっておりますけども、各地域の状況について、町として把握しておられるのか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 10年を経過した住宅用火災警報器の交換等につきましては、自主放送番組でありますとか、チラシ等でありますとか、そういった広報活動を行っておりますということですが、設置及び管理については個人で対応いただいておりますということございまして、状況については、現在把握をしておりません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 住宅の寝室や階段などに設置しなければならない住宅用火災警報器で

すけども、市町村の条例によっては台所に設置が必要なところもあるということで、7番目としまして、住宅火災による犠牲者を減らすために消防法で全国一律に住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。交換時期が来ている警報器について補助金を検討する考えはないのか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松山総務部長。

○総務部長（松山征義君） 交換台数並びに交換の時期につきましては、各ご家庭により状況が異なってくることから、現在のところ、補助金の創設は考えていないところでございます。以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 引き続きまして、屋外消火栓設備について伺いたいと思います。

防火用水の標識（看板）表示基準は、周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないことや、目視による確認ができることとなっていますが、町内の標識についての点検はどのように行われているか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 消火栓並びに防火水槽の看板等につきましては、日々の地域の確認でありますとか消防団の活動によりまして、確認をいただいておりますという状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 関連で申し訳ないですけども、不備があった消火栓、看板とかは、町のほうへどのような形で上がってきて、どのように対応するとかいうことは決められているのか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） それぞれ区のほうから補助金等を利用される場合がございます。そういったときにつきましては、区のほうからももちろん申請をいただいて、取替えにつきましても、区のほうでお世話になっておるということでございまして、それにそれぞれ消防団が関わっていただいておりますという状況で確認をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 9番目としまして、令和元年度以降の屋外標識などの消防施設等整備補助事業の件数と金額について伺いたいと思います。



○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 令和元年度でございますが、15件の95万7,000円でございます。令和2年度は20件、154万8,000円でございます。令和3年度は19件、257万4,000円、令和4年度は16件、129万4,000円となっております。令和5年度、今年度につきましては、8月末の時点で16件の申請を頂いております。現在、149万円の見込みとなっております、これも予算の範囲内において随時申請を受け付けておるということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 10番目としまして、令和元年度以降の各地域に設置されている防火水槽（フェンス、蓋付）の水漏れなどによる修理、新規設置などの状況を伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 令和元年度以降新たに設置した防火水槽というのは現在ございません。補助金を活用いただきまして、漏水修繕を実施された件数が令和3年度に1件、防護フェンス等の修繕でございますが、これは令和2年度に2件、令和4年度に1件ございました。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 11番目としまして、消防団組織も再編となって、地域の屋外消火栓などの把握ができない状況ではないかと思います。団員、住民に周知するために、屋外消火栓設備などを明記したマップを作成してはどうかと思いますが、伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 現在、各部、それから班等におきましても、既に対応していただいておりますので、それを一律に統一することは現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 私の思いなんですけども、先ほどの11番の質問に関してみたいな格好になりますけども、各消防団員の年齢層も地域によって幅広くなってきておまして、団員数の減少で再編となって、地域をよく知った団員が退団する現状があります。退団して消

防のことはもう知らないという団員は少ないと思うんですけども、理解のあるOBが多いと思います。消防団に属してなくても、日々、気にかけて行動されている住民の方も数多くおられると思います。そのような方々の力を借りる取組を今後進める体制づくりが重要ではないかと思います。地域によって、消防団は退団したけども、若くても外へ出ている人もありますが、自営なりこっちに残って仕事をされる方も多いので、その人の力を借りるための取組を、今後、これも消防団活動、消防団も成り手不足ということも、これから先も、今もですけども言われてますので、何とかそういう取組を各地域で進める体制づくりをしていただいたらと思います。これは私の思いです。

続きまして、12番として、京丹波町は、消防団において町内で大規模災害が発生した状況を想定の下に、住民避難訓練のこの間の取組の中で、ハザードマップなどの周知が必要であり、説明会などを開催し、避難行動の理解促進に向けた取組が必要と思いますけども、見解を伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松山総務部長。

○総務部長（松山征義君） 区長会や自主防災組織を対象に、避難行動につながる講習会を定期的実施をしているところでございます。また、地域や学校において防災講演の依頼があった際には、ハザードマップの活用方法などをお伝えしており、引き続き啓発や周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 13番目に行かせていただきまして、住民一人ひとりに即した情報を示すことは困難であり、気象現象が激甚化する中で、特に突発的な災害や激甚な災害では、避難勧告などの発令が間に合わないこともあり、自然災害に対しては行政に依存し過ぎることなく、自らの命は自らが守る意識を持って、住民などが自らの判断で避難行動をとることが基本だと思いますけども、見解を伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松山総務部長。

○総務部長（松山征義君） 毎年のように全国各地で大規模災害が発生をしております。これまで災害がなかったから大丈夫という考え方では、通用しない状況もあります。

自助に対する日頃からの意識づけが、命を守ることにもつながると考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 14番目に行かせていただいて、学校教育の現場においても、発達の

段階に応じた防災教育、避難訓練が行われているのか。その内容等を伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 学校における防災教育については、学習指導要領によりまして、防災を含む安全に関する教育として、教科を横断して実施することになっております。例えば、社会科で言えば、国土の自然の特徴から自然災害を考える。あるいは、理科では、大気、海洋、河川、水の働きと災害の関連を考える。また、保健体育では、災害からどのように身を守るかなど、発達段階を踏まえ実施することになっております。

また、学校安全計画に基づきまして、防災の取組として様々な災害を想定し、避難訓練を年3回程度実施をしております。また、災害発生時を想定し、児童の保護者への引き渡し訓練も併せて実施をしております。

さらに、各学校の総合的な学習の時間を活用し、防災に関する探究的な学びに取り組む学校もございます。下山小学校では、京都大学の防災研究所と連携した小型地震計を活用した地震防災プログラム、蒲生野中学校では、今年度年間を通じ、関西大学の社会安全学部と防災、減災をテーマにした大学生との共同した探究的な学びを現在実施しております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 防災については以上ですけれども、毎年どこかで大きな災害が起こっているような現状です。細かいこと、消火器にしても、それから今の防火水槽にしても、住宅用火災警報器にしても、毎日のことですので、なかなか住民の方も忘れがちになります。その辺を9月1日が防災の日でしたので、住民もですけれども、行政のほうでできることがあれば、補助金も含めて、一つ検討をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2つ目、生活排水について、伺いたいと思います。

（1）浄化槽とは、公共の下水道が配管されていない家庭に設置されている身近な污水处理設備であります。浄化槽の中に生息している微生物を利用して、各家庭のトイレやキッチン、お風呂場などから流れてくる生活排水をきれいにいたします。浄化槽を通過してきれいになった排水は、そのまま河川などに放流されます。この汚れを取り除いてから放流するといった役割を担っている浄化槽は、地球環境を守る上で非常に重要な設備であります。現在、町内における、下水道、浄化槽が設置されている戸数について伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 堀内上下水道課長。

○上下水道課長（堀内浩二君） 令和5年7月末の時点において、下水道等の集合処理接続世帯数は3,589戸、町管理の合併浄化槽設置世帯数は1,343戸となっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 下水道も浄化槽と同じく、汚れた水をきれいにしてから河川に放流するための汚水処理設備であります。浄化槽との違いは、自宅で汚水処理を行うか、市町村が管理している汚水処理場にてきれいにするかであります。下水道が設置されている家庭では、トイレやキッチンなどから流れる生活排水が下水管を通り、下水道本管に合流します。その後、市町村が管理する処理設備まで運ばれ、汚れを取り除く仕組みであります。

2つ目としまして、浄化槽を設置、使用するメリット、デメリットについて伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 堀内上下水道課長。

○上下水道課長（堀内浩二君） 生活雑排水の未処理放流を防止するために、集合処理区域外については、合併浄化槽を設置するように努めていただいておりますが、設置されない場合は、ご家庭の衛生面の悪化が考えられますし、周辺環境や河川の水質などにも悪影響を与えることとなり、こちらがデメリットと思います。

合併浄化槽を設置した場合は、これらの問題が解決されますので、こちらがメリットとなると思います。

また、下水道等の集合処理施設と合併浄化槽を比較した場合の大きなメリット、デメリットはないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 私も、ちょっと回らせていただくと、公共下水道加入も話してもらえないのかというような、集落単位でやってるからというようなことを言ってるんですけども、実際、3つ目としまして、排水処理施設が完成してから約20年ほど経過しているんですけども、現在、浄化槽設置の家庭が公共下水道加入を希望された場合、条件が整えば設置は可能なのか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 堀内上下水道課長。

○上下水道課長（堀内浩二君） 今もありましたが、集落、地区全体での場合と各ご家庭ごとの場合に分けて説明をさせていただきたいと思います。

現在、合併浄化槽をお使いいただいている地区で、新たな集合処理施設の整備事業を実施するためには、地区全体の同意と分担金の負担というのが前提というふうになります。しかしながら、国や京都府の方針においては、集合処理施設は広域化・共同化を目指しております。

して、統廃合によって施設数を減少させるという方向で進んでおりますので、水洗化率が比較的高い地区、浄化槽なども整備されてますと高いんですが、そういった地区での新規事業の採択は、ほぼ不可能というふうに考えております。

また、現在、ご家庭が合併浄化槽をお使いの場合は、例えば、近接する既存のお隣の集合処理施設へ接続することは、条件によっては不可能ではないとは思いますが、集合処理施設の新規加入分担金の負担と、現在使用されている浄化槽の撤去等に係る経費の負担などが想定されます。さらに、下水本管が前まで来ていない場合は、下水本管の延長やポンプ、圧送管の設置など追加工事等が必要な場合、その経費もご負担いただくようなこととなりますので、ハードルはかなり高いというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 合併浄化槽を設置して20年もしたからということで私も言ってるんですけど、金額的なことも、20年たったから安くなってるのかといっても、なかなかそうはいかない部分もあると思いますし、今の課長の答弁を聞きますと、やはりいろんな条件をクリアしても割高というか、そういうようなことも思いますので、ちょっと考えていきたいと思えます。分かりました。

3つ目としまして、人工透析治療に係る交通費助成制度について、伺いたいと思えます。

私もいろんな人と話してみますと、全然分からなかったんですけども、人工透析をしているというようなことで、どうして病院まで行ってるかと言ったら、自家用車で行ってるというようなことでした。

そこで、1つ目としまして、人工透析を受ける場合に、1か月にかかる医療費は高額で、しかも治療期間は数十年に及ぶこともあるために、治療の継続がしやすくなるように、様々な公的医療助成制度が確立されていますが、本町の交通費支給対象の患者数と、そのうち自家用車で通院されている患者数及び公共交通機関を利用して通院されている患者数を伺いたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 令和4年度に交通費の支給対象としまして、申請勸奨を行った方は27名でございます。そのうち申請書を受理し交通費を支給した方は22名となっております。

また、内訳としましては、自家用車での通院が20名、公共交通機関の利用が2名という状況になっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 2つ目としまして、町の交通費支給の条件はどのようになっているのか。また、本制度の開始時期を伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 京丹波町じん臓機能障害者通院交通費の支給要件としまして、1点目に、京丹波町に住所を有する者。2点目に、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けたじん臓機能障害者。3点目に、医療機関に通院のうえ、慢性透析治療による医療の給付を受けている者。4点目に、鉄道、路線バス等の公共交通機関または自家用車を利用し通院している者。5点目に、生活保護法による医療扶助の移送費等他の法令等により通院交通費の給付を受けていない者。

以上、5つの全ての条件に該当する方を対象とすることとして要綱で定めております。

また、現行制度の開始時期は、平成20年4月1日からとなっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 関連質問させていただきます。

自家用車で通院されている患者さんと公共機関を利用して通院されている患者さんは、年々増加傾向にあるのですか。それとも横ばいなのか。減少傾向にあるのか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 自家用車、公共交通機関それぞれの内訳は、今手元に資料がございませんが、支給実績としましては、令和3年度が合計で23名、令和2年度が合計で24名という状況で、ほぼ同数の推移ということになっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） 3つ目としまして、燃料価格も高止まりの状態が続いておって、現在の交通費の支給額の見直しを検討する考えはないか伺いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 木南健康福祉部長。

○健康福祉部長（木南哲也君） 議員おっしゃいましたように、燃料価格の高止まり等大変気になる状況ではございますけども、現時点では、交通費支給額の見直しを行うことは検討しておりません。

以上です。

○議長（梅原好範君） 畠中君。

○7番（畠中清司君） これで、私の一般質問を終わります。

○議長（梅原好範君） これで、畠中清司君の一般質問を終わります。

次に、山崎眞宏君の発言を許可します。

8番、山崎眞宏君。

○8番（山崎眞宏君） 議席番号8番の山崎眞宏です。

議長より発言の許可をいただきましたので、発言させていただきます。

今回は、4項目挙げております。事項1、町の活性化について、事項2、農業振興について、事項3、パートナーシップ制度とインクルーシブについて、事項4、教育についての4項目について質問させていただきます。

それでは、一般質問通告書に沿って質問いたします。

事項1、町の活性化についてです。

まず、畠中町長の念願であった町政懇談会が6月28日から8月1日まで、丹波・瑞穂・和知地区の12会場で実施されました。私も、丹波・瑞穂・和知地区の数会場に参加させていただいておりました。どの会場も多くの町民の方々が参加され、盛況であったと思います。ふだんの生活する中での困りごとや今後の町政の在り方など、すぐに実施できそうなこと、時間がかかることなど忌憚のない意見が出されており、町民の皆さんの思いも聞かされ、貴重な時間が持てたと感謝いたしております。ありがとうございました。

その町政懇談会を振り返り、どのような感想を持たれたのか。今後も継続し実施されると思いますので、開催の方法も含め、よいことだけでなく、例えば、もっと細かく会場を設定する、開会時間を早くする、または遅くするなども含め、改善すればもっと意見が出やすいのではないかなど、総括された感想と今後の取組についてお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 私は、町長に就任させていただいた当初から、やはりまちづくりは、町民の皆さんと一緒にあって、ご意見を聞きながら作っていくんだという基本的な考え方を述べさせていただいております。そのためには、やはり町民の皆様方と直接対話し、ご意見をお伺いしながら、そして行政政策に反映していく。そのことは基本中の基本であろうとずっと思っておりまして、去年は、ぜひ町政懇談会をやりたいと言って、7月頃に計画しておいて、さあやろうかといったときにコロナの第7波が襲来して、どうしても行うことはできませんでした。したがって、やむを得ず自主放送番組の活用による開催となったわけで

あります。非常に残念でありました。

本年度は、久しぶりの地域開催となりましたけれども、地域に入らないと伺えないお話もたくさんございます。そういった意味では、それぞれ地域ごとの特有の問題等もあって、生のお声を聞くことができ、非常に私は有意義であったなと思って、うれしく存じておるところでございます。

来年度の町政懇談会ではありますが、より一層意見が出やすいような工夫も常にしなければならぬと思っております。ぜひとも地域にはお邪魔させていただきまして、触れ合いを大切にしていきたいもんだなと思っております。

今ご指摘のように、地域の会場によって参加者の皆様方が多い少ないはあったことは事実でございます。各会場とも、たくさんの人に来ていただきたいわけですが、そういった課題もやっぱり検討する必要があるかと思っております。

今年度、これが終わったわけではないです。私は、常に各団体の皆様方とか、あるいは地域からお声がけを頂きますと、積極的にそちらへお邪魔していろんなお声を聞きたい。各年齢ごとにいろんなご意見は違うと思うんですね。そういった方々のご意見も幅広くお聞きする中で、町政に少しでも反映できればうれしいなと思っておりますので、総合的に同じパターンでやるのではなしに、いろんなやり方をこれから考えていきたいなと思っておりますし、また、私が話す機会を積極的に設けるように職員にも伝達をしているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 今後とも、よりよい町政懇談会が開催されますようよろしくお願いたします。いろんな工夫をしていただいて、1人でも多く町民の声が聞けたらと思いますので、お願いたします。

それでは、次の質問に移ります。

その町政懇談会での町長の挨拶の中で、人口減少による衰退を悲観せず、健康で暮らせる町にする。そのことが大切であると力説されておりました。そのことについては、誰も異論はないと思います。

また、7月20日に開催されました京都府町村議会議員研修会に参加させていただきましたが、その研修会の中で、議会におけるデジタル化、DX（デジタル・トランスフォーメーション）、デジタル改革と題した講演の中で、資料として本町が取り上げられておりました。それは、今から17年後の2040年の京丹波町で最も人口割合が高いのは90歳以上の女



性というデータでありました。ちなみに、ゼロ歳から29歳の女性で540人です。90歳以上の方は544人というデータでありました。高齢者が多くなることは現実でありますし、そのことが悪いわけでもありません。大切なのは、町民の皆さんが健康で過ごせ、町に活気があることが重要なことでもあります。行政を運営される中において、最終目標になるのではないかと思います。

そのようなことを踏まえ、町を活性化するという目標に対して、それを可能にする方法、可能にする手段として何があるのか。何に取り組めばいいのかということだと思います。その1つが観光振興ではないでしょうか。観光産業は、旅行業者、宿泊業者だけでなく、交通移送業者や飲食業、小売業などを含め、裾野が広い産業であり、地域経済への影響は極めて大きいと考えます。こうしたコンテンツ、インターネットやテレビなどのメディアを通して伝えられる情報内容、観光に生かしていくための施策も求められると考えますが、どのように観光振興に取り組んでいかれるのかと思います。

また、文化庁が京都に移転になり、移転を機に力を入れるのが食文化と文化観光の推進であると京都府は発信されています。フードバレー構想やウェルネスタウン構想なども、町長は考え方が府知事と一緒にできるとよく言われています。米、黒豆、栗、小豆、鮎などをはじめとする食材については、アピールは徐々にではあるができていくように思いますが、食文化についてはまだまだではないかと思います。例えば、食生活で言われる「ハレ」と「ケ」、「ハレ」というのは、お祝い事などの晴れの日のことを言います。「ケ」とは、晴れの日以外、ふだんの生活のことを言います。その「ハレ」と「ケ」を意識して、観光振興と食文化についても同様に取り組むことが重要と考えますが、食文化についてはどのように考えておられるのか。また、どのように取り組んでいかれるのか見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 京丹波町の最大の課題というのは、やはり何といたっても人口が減少していることだろうと思っておるところでございますが、だからこそ京丹波町を元気づける。このことは大事です。高齢化は進んでいるけれども、エネルギーのある元気な町だな。そして平和な町だな。そしてそこには私が提唱するフードバレー、ウェルネス。そういった食材が豊かな素晴らしい自然に恵まれた地域だな。その魅力を発掘していく。そしてそれに付加価値をつけていく。そのことは、京丹波町のこれからあるべきまちづくりの姿だろうと私は思って提唱させていただいているわけでございますが、その中でも、特に今おっしゃったように食材だけではなく、食文化の積極的な発信というのは非常に大事だろうと思っております。特に、食文化というのは、一朝一夕にできたものではございませんので、日々の私た

ちの食文化の歴史の中で、特産として、私たちの町のアイデンティティーとする内容であろうと思っております。そういう発信がこれからの観光コンテンツとなるポテンシャルを高く秘めております。食材の発信と並行しながら、食文化の発信にも積極的に努めてまいりたいと考えております。

その他、詳細については、商工観光課長のほうから答弁をさせます。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 今も町長から答弁があったとおりでございます。

まず、観光産業についてでございますけども、今も町長からありましたが、一時的な誘客を図るといふことにとどまらずに、交流人口から関係人口、関係人口から定住人口と、外需獲得の意義を示す産業構造というのが我が町の観光産業であるというふうにも考えています。

食文化につきましても、今もあったとおりで、発信に努めてまいりたいと思いますし、例えば、現在でも京丹波町観光協会におきまして、食文化の伝統保存を目的とした映像作成ですとか、それから、今地域おこし協力隊でお世話になっております芸人木下 弱氏ですけれども、こういったコンテンツも使いまして、BSよしもと番組への放映とかそういったことも行っておりますし、今後ともこれの強化をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） いろんな方法を駆使していただいて、取り組んでいただけたらと思います。

次の質問ですが、町内にある豊富な食材を各農家さんの努力や工夫で朝市や道の駅、観光協会の地域商社などいろいろな方法で販売に力を入れておられますが、地産地消を進める取組として、学校給食以外に飲食業の誘致活動も必要ではないかと考えます。最近、町内に古民家を改装したお店なども増えてきておりますが、飲食業の誘致についての見解をお伺いたします。

○議長（梅原好範君） 栗林産業建設部長。

○産業建設部長（栗林英治君） 飲食業の誘致につきましても、今、議員からございましたように町内で多くの方が移住をされて、古民家を改修されて、増えてきているような状況でございます。特に、そういったお店につきましても、地元の食材を使っていたいただいた新たなメニューを開発いただいたりとかいうことで、地域に根づいた取組を行っていただいているところでございますので、今後につきましても、そうした方を積極的に招き入れるような取組

ができればなというように思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） よろしく願いいたします。

次の4点目の質問に移ります。

本庁舎をはじめ、各支所、味夢の里ほか、町内の道の駅及び各国道の街路樹に栗の木を植え、本町の栗に対する取組度をアピールする考えはないかお伺いいたします。

よく道沿いに、例えば瑞穂の里・さらびきのイチョウの木や観音峠の桜の木が街路樹として植えられているのは見ますが、栗の木はほとんど見たことがないと思います。街路樹は、夏は葉っぱが茂り日陰に、冬は葉っぱを落として日当たりに、歩道や道路が葉の陰で凍結しないように考えて植えられています。栗の木も落葉するので問題ないと思います。町内全域に栗の木を植えアピールする考えはないか。また、取り組む考えはないかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 私は、今年度から、京丹波町にとってはいろんな豊かな食材がある中で、とりわけ丹波くりを京丹波くりとして、これは1つのブランド化した有望な農産物として、ぜひ積極的に振興してまいりたい。栗の町としていきたいという思いは強くございます。そのためには、もちろん栗の生産高を上げるという努力は惜しまないわけでございますけども、もっと総合的な栗の町としてのアピール方法として、いろんな方策があるかと思えます。その中で今おっしゃいましたように、京丹波町へ入るといろんな栗の木が植わっていて、さすがにこれは栗の町だなという印象を持っていただくということも非常に大事だろうかと思うんです。ただ、栗の木そのものが街路樹などに適した樹種なのかどうかということは、よほど真剣に考えなければならないと思っております。

全国にも、例えば小布施町なんかは、これは私は伝え聞きですけども、道路舗装、パイプメントに栗の木を切ったものを並べて道路に舗装として使っているとか、そして、栗の町であることをアピールしてると、そういったことにも使っているように私は伝聞をしているところでございます。そういったいろんなやり方がありますので、総合的に検討していく必要があるかと思っております。

その他につきましては、栗林部長のほうから答弁させます。

○議長（梅原好範君） 栗林産業建設部長。

○産業建設部長（栗林英治君） ただいまも町長から答弁があったとおりでございますけれども、まず、栗の栽培については、耕土、いわゆる作土が深くて、植穴も直径が1メートルぐ

らい必要でございまして、樹勢も栗というのは光を非常に好む作物でございまして、栗のイガがなるところは、必ず光が当たったところに栗がなるというような性質を持った木でございまして。そうした樹木でございまして、街路樹に植えますとかなり枝を張り出すような、円形に育てていくというようなことが必要になってくるので、街路樹としてはなかなか適してはいないのかなというように思います。先ほどもおっしゃったように、落葉果樹でございまして、イガが収穫の時期には道に落ちるといったようなことも発生しますので、そうしたことを考えると、なかなか街路樹としては向いていないというような状況にあるのかなというように思っております。

しかし、町といたしましても、しっかりと栗の町ということでPRをしていく上では、例えば庁舎であったりとか、道の駅であったりとか、植えられる場所を確保しながら、そうしたPRも考えていきたいというように思っておりますし、また、大型の植木鉢を利用した形で、例えばいろんな品種を植えて、この木の特性はこんなであるとか、町内の農家さんにもPRできるようなことを検討していきたいというように今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） いろいろなやり方があると思います。

和知の栗マイスターさんにお話をした機会がありまして、そのときに栗の木を植えて、栗の実がなるとちょっと具合悪いかもしれんけど、栗の花が咲いてるのはいいことやと思うから、そういう品種もあるので、栗ができるとかできないとか、いろんな品種も考えていただいて、また一度取組を検討してみてください。

それでは、次の質問に移ります。

ゴールデンウィークやシルバーウィークなど長期休暇やこれからの秋の観光シーズンに道の駅を核とした観光情報がメディアでよく取り上げられるが、本町にある道の駅はどのような位置づけであるのかお伺いたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 道の駅というのは、全国で相当数増えてまいっております。独特の発達をしております、今や道の駅それぞれが非常に工夫をされて、魅力を発信して、1つの有力な観光施設となっているところでございます。

本町におきましても、4つの道の駅がある。これほどたくさんあるのは、京都府下では本町だけでありまして、それぞれが本当によく頑張っている。活性化しているということは喜ばしいことであろうと思っております。そして、一層魅力を増やすためには、や

はり道の駅単体だけでは限界であろうと思います。これからはここを拠点にして、他の観光資源とか飲食店への影響を及ぼしていくということが大事だろうと思っておるところでございます。周遊観光促進に向けた取組をこれから継続的に進めてまいりたいと思っております。

詳細については、商工観光課長のほうから答弁をさせます。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 道の駅でございます。今も町長から答弁のあったとおりでございますけれども、味夢の里には、年間300万人を超えるお客様が通過される。我が町にとりましての本当にお客様の玄関口であるというふうに考えておりますし、従来、道の駅というものは、立ち寄る施設であったという時代もありましたけれども、現在は、道の駅自体が目的地になるというふうに言われておりまして、国土交通省のほうでも、道の駅第3ステージというふうに銘打っております。そういった道の駅の取組を進めること。我が町にとって4つの道の駅は、横文字になるんですけど、インキュベーターというような、いわゆる道の駅をハブにして、いろんな産業ですとか、お店ですとか、団体ですとか、そういったところが生きていくというような役割をやっぴり担うべきだというふうに考えておりますので、そんな取組も随時行っていきたくて考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） いろいろな方法もあると思いますので、そちらもお願いしておきます。

次の（6）の質問です。

道の駅「丹波マーケス」の東側駐車場に設置されている電気自動車（EV車）の急速充電器が7月14日から故障しており、周辺の急速充電器を利用するよう京都府脱炭素社会推進課が張り紙をされております。利用者から苦情を聞いている中で、修理は一、二か月以上かかる。また、当分の間は修理を考えていない。修理または新しいものにするのか検討し、次年度に予算化してからの対応になるとの話も聞かされたとのことであります。

京都府は、他府県に先駆けて京都議定書を掲げ、急速充電器を主要箇所に設置、公用車に電気自動車を導入するなど、脱炭素社会の実現に向けて取組を推進されています。道の駅のほとんどの箇所に急速充電施設が設置されたことは、電気自動車の普及にとって一番大きな要因となっている。また、本町を含め、道の駅は地域活性化のメインとなる箇所でもあります。先ほどの答弁でも同じような答弁であったと思います。全国から多くの人々が集う地域の顔とも言える場所であると思います。丹波マーケスは、町一番の商業施設であり、急速充電施設の利用者も京都府では2番目に多いとも聞いております。電気自動車の利用者にとっ

ては、充電施設は生命線であると言っても過言ではないと思います。今回の充電設備だけに限らず、公共の施設、設備などの保守管理がされているところに行くと、その地域、行政、町民の考え方など誇りに触れたような気がいたします。長期間故障の張り紙がされているのであれば、地域、行政の意識の低さの表れではないかと思います。一刻も早く町から府に対して改善要望をするべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 議員ご指摘のありました丹波マーケスの急速充電器ですけれども、実は、故障していることは把握をしております。既に、早期復旧へ向けまして、今おっしゃいました京都府脱炭素社会推進課のほうには、数回対応依頼を実は実施をしております。しておりますけれども、議員もおっしゃったとおりなんですけれども、故障してます機械につきましては、設置してから10年が経過をしているということで、関連部品が製造されていない、ストップしているというふうにおっしゃってます。調達できないことから、修理というよりも新規での設置が必要になってくると伺っておりまして、それに対しまして時間がかかっているというふうに既に伺っているところでございます。

しかし、おっしゃるとおり、町の顔として、先ほど申し上げましたとおりということでございますので、町のスタンスが見えるように、さらに京都府のほうへ依頼をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 依頼しておられるんですけど、あとは時間を早くということだけだと思いますので、それでは、次の質問に移ります。

町内の各道の駅に置かれているレンタサイクルの利用状況はどのようなかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 町内各道の駅にレンタサイクルを設置しております。利用の状況については、昨年度実績で観光協会設置分が48件、道の駅「和」が28件、道の駅「京丹波 味夢の里」が7件の実績となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 今の数字を聞きますとあまり多くないかなという気もしますし、せっかく京丹波町にある道の駅ですし、そこを核として先ほどの答弁でもありましたように、い

ろんなところに移動していただくというのも含めましてやっていけたらと思いますので、その質問をいたします。

先ほど言いましたよね。これから先、季節もよくなり、観光者も増えてくると思います。以前、議会で観光について質問した際の回答では、従来は大型バスが何台も連なってきて、外観的には観光客という風情が見えたが、しかしそこから少し状況が変わり、小規模であってもきらりと光る観光資源が点在する町であり、マイクロツーリズムを視野に入れた観光振興がこれから重要になってくるのではないかとあったと思います。その考えは変わっておられないと思いますので、道の駅を観光振興に生かせるよう、目的地に選ばれるよう取り組む必要があると思います。例えば、サイクルロードを活用して、道の駅「京丹波 味夢の里」から琴滝、質志鐘乳洞などを巡るルートや、和知の道の駅「和」からわち山野草の森へのルートの整備を進めるなど、また、町民の参加を促すことも考え、新たなルートの提案をしていただくことも可能ではないかと考えます。サイクルロードの活用にどのように取り組んでいこうと考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） おっしゃるとおりでございます。本町が推進しておりますのは、一部でマイクロツーリズムということございまして、この一環でございますサイクルツーリズムにつきましては、道の駅「京丹波 味夢の里」ですとか道の駅「和」にレンタル電動型自転車、いわゆるEバイクを配備しまして、各エリアの道の駅を中心にして、一部では民間企業の団体ですとか、それからまた京都府とも連携をしながらルート作成を実は行っておりますし、また、コンテンツ造成という形でメニュー化を進めているところでございます。

今後、観光コンテンツとして確立をさらにするためには、もっとソフトハード両面におきまして検討整備が必要であるというふうに考えております。関係機関と連携しながらより一層に議員おっしゃるように展開を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 以前に、レンタサイクルの件で、綾部の観光協会さんにお邪魔させていただいたときに、アプリで見たらどこに自販機があるかまで出しておられるような取組もされておりました。サイクリングされる方が、今出てるマップではどこでお茶が飲めるんやろう、水が飲めるんやろうというのも心配されながら自転車に乗ってるということも聞きますので、そういうことも一つ考えて取り組んでいただけたらと思います。

それでは、次の（９）の質問に移ります。

いつものことですが、京都府の真ん中に位置して、京都縦貫道、国道９号、２７号、１７３号を有する本町の地の利を生かした一つとして、物流輸送拠点としての魅力があると考えます。そのような企業を誘致する考えはないか。トラックなどの車両が集まることによって、ガソリンスタンドや自動車整備工場などもより活性するのではないのでしょうか。取組について見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 京丹波町は、今言われましたけれども、京都府の真ん中にある。国道が３本通っている。それから、縦貫道も通っている。鉄道もありますけど、メインはやはり道路であり、自動車交通であろうと思っております。そういった意味では非常に便利に最近なってきました。地理的な優位性、そして交通面での優位性がある。非常に優れた特性を持った町であろうと思っております。

最近、京都府の南部地域、京都市の伏見区から城陽市、八幡市、久御山町に向けては、国道１号沿いに非常に流通産業の進出が激しいものがあります。それはやはり第二名神の建設が積極的に進むことによって、そういう利便性が非常に認知されて、流通産業に適した土地であるということから進出があるわけです。そういう意味を京丹波町に移し出してみますと、やはりそういった意味では、流通産業が立地しやすい場所であろうと私も思っているところでございます。こういう地の利がありますから、一つの本町の強力なセールスポイントとしてこれからアピールをしていきたいなと思っております。しかし、すぐにできるかどうかについては、これからの努力次第であります。まずは、食品、あるいは農業関連企業等の誘致を目指しながら、関連する物流輸送拠点施設も視野に入れまして、企業誘致が実現できるように努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○８番（山崎眞宏君） それでは、次の質問に移ります。

本町と京丹波町消防団が６月２０日に一般社団法人京都ドローン協会さんと災害時におけるドローンの活用を目的として協定を結ばれました。８月初めに会派の勉強会で代表理事と意見交換をいたしました。また、瑞穂橋爪にあるドローンの屋外常設設備としては国内唯一である京丹波講習会場にお邪魔して、ドローンの操作方法も体験させていただきました。久しぶりに熱中する楽しさを覚えました。協会代表理事は、過去にドローンの世界大会で優勝するという経験をお持ちの方でありました。子ども・若者が集まる町として、活性化の一つ



になるアイテムになるのではないのでしょうか。世界大会も視野に入れて、例えば安井にあるロケーションオフィスを使用した日本大会の開催などを目指して、町として主導・協力する考えはないか見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 山森副町長。

○副町長（山森英二君） ドローンは現代社会において大変有用なツールであるというふうに思っております。災害時の活用や農林業の効率化を含め研究がさらに進んでおりますし、導入が可能になっております。かつ、効果の高いものですから、今後取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

また、町の活性化の観点からも、多くの手法というふうに思っておりまして、ドローンについてもその一つとして捉えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） ドローンは、最近の遊び道具ではないですが、大人でも、農業でも、いろんな産業で使える。それこそ、子どもにしたら楽しみの一つにもなると思いますので、やはり子どもの笑い声が聞こえるような町がありがたいかなというのもありますので、またよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

大阪・関西万博がいろいろなことで話題になっておりますが、そのことはさておき、商用運航を目指す空飛ぶクルマについて、大阪府、兵庫県は離着陸場の設置を決めていますが、京都府は設置整備が決まっていないと聞いております。本町に設置するよう要望されてはと思います。見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 山森副町長。

○副町長（山森英二君） 新たな移動手段として、夢のある話だというふうに思っているところであります。いろんな移動手段が日進月歩で進んでいるんだなというふうに受け止めております。

万博での取組といたしましては、万博会場からの離発着場への航路となり、本町が適地となり得るのか。また、その他の必要な条件がどういうものなのか。京都府等への情報収集にまず努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

8月初め及び8月26日の京都新聞丹波版に取り上げられておりましたが、JRバス園福線の新規運航事業者との協議は進んでいるのか。8月初めの新聞記事は、記者対南丹京丹波地域の運行予定業者の対談でありました。府や市、町、国の運行支援が欠かせないとも記されておりました。また、8月26日の記事では、現行運賃より値下げをする、便数も増やすことなどが書かれておりましたが、町民の関心事の上位に来る案件と考えます。記事は記事として町民への案内が必要と考えますので、町としての取組状況をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 現在、JR山陰本線（園部・綾部間）沿線地域公共交通活性化協議会及び福知山市地域公共交通会議におきまして、事業者から提案のあった内容を基に、園福線地域旅客運送サービス継続実施計画の素案を協議いただいているところでございます。

協議内容としましては、新たな運行事業のサービス水準となる実施区域やダイヤ、運賃等の協議をいただきました。

今後の予定としましては、年内に再度会議を開催し、園福線地域旅客運送サービス継続実施計画の最終案を協議していこうとしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） ちょっと関連質問ですが、園福線と言っていたものが、途中で分断される沿線になっているような感じがいたします。桧山・菟原以北といえますか、京丹波・福知山間の運行业者との協議、進捗はどのようになっているのか。当初の話では、福知山高校三和分校に通う高校生のことも考慮すべきとの話もありました。福知山方面の事業者との進捗状況はいかがかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 議員からありましたように、福知山地域につきましては、福知山市地域公共交通会議におきまして、実施区域やダイヤ、運賃等の協議がなされております。こちらも年内に園福線地域旅客運送サービス継続実施計画の最終案をまとめられる予定となっております。

また、福知山高校三和分校に通う生徒の利便性にも配慮できるように、JR山陰本線沿線地域公共交通活性化協議会と福知山市地域公共交通会議において検討しております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） よろしくお伺いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

7月後半に、JR嵯峨野線の減便に対する復元要望について、畠中町長をはじめとする亀岡市長、南丹市長、国会議員、府議会議員で、JR西日本に復元要望に行かれたとお聞きしておりますが、JR社の対応、反応、感触はいかがであったか。このことも町民の関心事の上位にある案件と思いますので、公表できる範囲でお伺いたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 減便に対しまして、私、亀岡市長、南丹市長、3人そろって、ジェイアール西日本京滋支社長に直接出合い、いろいろと要望を伝えたところでございます。

コロナ前から利用が低迷した便を減便したということで、コロナの影響が回復したとしても難しいという回答を得ました。しかし、私は、JRさんの一つの理由かも分からないけれども、実際、京丹波町の町民の方々も、南丹・亀岡・京都市内へ通勤・通学でたくさんの方がご利用いただいているという中、とりわけ、高校生は、クラブ活動すら満足に活動ができないという支障を来しているという状況があるんだということをお伝えいたしました。JRさんは常に収支ということで、民間会社ですから致し方ないとしても、私たちの地域に暮らす町民、市民にとっては、やはり日々の重要な交通移動手段でありまして、人が多いところは便数が多い。人が少なくなると便数が少なくなっている。これは一見当然のように思えるんですけども、私は違う観点かな思っております。公共交通というのは、やはりどこにでもいる住民に対する一つの大きなサービスであろうと思っております。これによって地域間格差がかなり出てくるわけです。ですから、そういうことになりますと、一層人が多いところには利便性が増して、人が都市への魅力を感じてそちらに移っていく。そうすると過疎がどんどんどんどん進んでいく。こういうことがあってはならない。そういう観点から増便を要求したところでございますし、そしてまたあわせて、園福線の対応も、本当に私は真剣に社長に対して要望をさせていただきました。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 次の質問に移ります。

今も回答いただきましたが、JR嵯峨野線の減便に対して、今ありましたように、利用人口が少なくなったという理由で減便するという考えは、よく町長が以前から公共交通の趣旨に反しているということをおっしゃいます。そのとおりだと思います。ただ、今もありましたように民間企業でありますから、収益の面も考えることも必要かなとは思いますが、その中で、ただ増便してくれ、復元してくれという要望だけではなかなか難しいのではないかと思います。

います。例えば、現在、時刻表を見たときに、特急列車が運行されております。嵯峨野線の特急は全席指定になっており、特急券園部・京都間が1,490円、乗車券が590円の合計2,080円になります。京都・園部間に限って特急車両の一部、例えば最後尾を特急指定車両から外して通常の車両にすることで、増便したことと同じ結果が得られると思います。増便ではなくて、今ある列車を利用するという意味になると思います。JR九州の宮崎から宮崎空港間も、その指定を外しているところもあるように思います。そのような要望も一つではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） まずは、以前は和知駅には特急が止まっていたわけですよ。非常に便利で、便利と同時に特急が止まるということのイメージの高さというのは大きな効果がありました。あの町には特急が止まるんだというイメージというのは非常に大きな効果がございいます。ですから、以前のように町内に特急列車が止まるように復元いただくことが、観光振興、そしてその先にある関係人口の増加、あるいは移住定住施策の推進にはぜひ必要であると考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 山森副町長。

○副町長（山森英二君） あわせまして、ただし一方では、現在町内にお住まいの方、京都市内へ通勤する方につきましては、通勤の利便性を高めることが必要だというふうに考えております。京都市内の大学に進学を目指す方につきましても、普通料金で乗車できることで、京丹波町からの通学もしやすくなり、転出の抑制につながるものというふうに考えております。

宮崎県の運行の取組をそのまま嵯峨野線に取り入れられるかどうかというのは、創意工夫が必要かなというふうに思っておりますし、その取組が作られることは望ましいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） またそれも考えていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、次の事項2の農業振興についてお伺いいたします。

1点目です。

農林水産省が「みどりの食料システム戦略～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～」と策定しているが、本町の取組状況についてお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 藤井農林振興課長。

○農林振興課長（藤井雅文君） 国のみどりの食料システム法に基づきまして、令和5年3月に制定されました「京都府みどりの食料システム基本計画」に本町も参画しております。環境負荷低減事業活動実施計画の認定推進、環境保全型農業直接支払交付金の活用等、国、府と連携し、取組を進めているところでございます。

また、堆肥の運搬・散布を実施する事業者への補助を行うことによりまして、堆肥の活用推進を図り、化学肥料に頼らない環境に優しい農業の推進を実施してまいります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 次、2点目の質問です。

みどりの食料システム戦略の概要では、化学農薬の使用量をリスク換算で50%低減、化学肥料の使用量を30%低減、耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%、100ヘクタールに拡大等の目標を掲げておりますが、こちらも本町の取組、進捗についてお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 藤井農林振興課長。

○農林振興課長（藤井雅文君） これまでありましたエコファーマー制度の廃止に伴いまして、この後の後継制度として開始されました環境負荷低減事業活動実施計画の認定を進めておりまして、現在、町内2法人が認定を受けられております。

旧エコファーマー制度による認定を受けられた方には、環境負荷低減事業活動実施計画の認定への移行を推進していくほか、新たに認定を受けられる方へのサポートも実施しまして、国・府の方針に即した環境負荷の少ない農業の普及・拡大を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 次の質問に移ります。

いろいろな農作物を生産する中で、他の地域との差別化を図る、付加価値をつける意味合いも含め、本町の一部地域にて試験が実施されていると聞く土中好気性土中菌を活性化させ、土壌と米の品質改善を図る安全・安心な新農法の検証について、取組などどのような状況かお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 栗林産業建設部長。

○産業建設部長（栗林英治君） 今ございました土中好気性土中菌を用いた環境に配慮した取

組でございますけれども、本町の一部の農家の方で、本年実証をされているところでございます。現在、この件については、検証中でございますので、また分かり次第ご報告ができればなというように思っているところでございます。また一方で、緑肥作物でありますヘアリーベッチを使った実証も行っておりまして、そういった実証結果で有用性が認められるようなものがあれば、今後、環境保全型農業直接支払交付金等も活用しながら、普及を図っていただければなというように思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 今申し上げましたように、他との差別化というのをやはり意識することも大事なと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、事項3のパートナーシップ制度とインクルーシブについてお伺いいたします。

LGBTQ（性的少数者）などのカップルを公的に認めるパートナーシップ制度を導入する自治体が増えている中で、新聞記事にも取り上げられていた本町のトイレに掲げられているピクトグラムは、性的少数者への尊重を表すデザインであると思うことから、次の点についてお伺いいたします。

パートナーシップ制度の導入に対する町の考え、見解について、日本人の10人に1人が性的少数者との調査結果もあるとも聞くが、導入に対する見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 山森副町長。

○副町長（山森英二君） パートナーシップ制度につきましては、自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行する制度で、近年、導入する自治体が増えているところであります。この制度は、多様な性を尊重し、性的指向や性自認などに関わらず、一人ひとりの人権が尊重される社会を目指した取組であると認識をしているところでございます。

この理念に基づきまして人権施策を推進してまいります。お尋ねのパートナーシップ制度につきましては、調査研究をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 次の質問に移ります。

町民が利用する公園が町内には多くあると思います。その中で、旧町単位で代表的な公園をインクルーシブ公園として取り組む考えはないか。子育て支援を充実させることの一つになるのではないかと考えます。単純に遊具を置けば済むということではありません。まずは、

車椅子でも遊べる砂場テーブルとかバスケットブランコなどを設置することから始めればよいと思います。見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内敏史君） お答えさせていただきます。

インクルーシブ公園につきましては、これから導入の公園が増えてくるものと考えられます。京都市内でもどんどん取り入れて、整備が進んでいることは認識しているところでございます。本町の公園につきましても、須知公園につきましては開園以来11年、また、水辺公園につきましては開園以来23年が経過しておりまして、水辺公園につきましては木製遊具の老朽化とかもありまして、一部撤去はした経緯はありますけれども、今後、施設の遊具の更新の際には、導入について検討ができるように情報収集に努め、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 次です。

同じく、府立丹波自然運動公園のこどもの広場の遊具についても、同じくインクルーシブの遊具を追加することを京都府に要望する考えはないかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 丹波自然運動公園は、多くの府民の憩いの場でございます。

あらゆる人が利用されるべき施設であることから、本町の公園同様に今後改修される際には、積極的にインクルーシブな遊び場づくりに取り組んでいただくよう進言していきたいというふうに考えております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 恐らくこれからの時代、本当にインクルーシブというのは大事になってくることだと思いますので、よろしくお伺いいたします。

次に、事項4の教育についてお伺いいたします。

まず、1点目ですが、少子高齢化社会の課題に対して解決策は、今ある施策を見直し、整理することだと考えます。町内の小学校、中学校にインクルーシブ教育を取り入れる考えはないか。インクルーシブ教育についても、人口減少が進む中では重要になってくるのではないかと考えます。本来であれば、国がもっと推し進める政策だと思いますが、子育て環境京都府内一番を目指していることから、インクルーシブ教育を取り入れる必要があるのではないかと考えます。インクルーシブ教育とは、障害の有無に関わらず、誰もが認めれば合理

的な配慮の下、地域の普通学級で学ぶことができることと認識しております。合理的配慮とは何か。何を優先して実現していくのか。共通認識も必要であります。障害のある子どもだけでなく、全ての子どものニーズに応じた教育支援を充実させ、同じ場で共に学び、共に育つインクルーシブ教育の理念を推進するに当たり、町長及び教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 障害のある子どもたちの社会参加に向けまして、障害者権利条約あるいは障害者基本法などに基きまして、障害のあるなしに関わらず、可能な限り共に過ごすための条件整備、そして、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪といたしまして、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を推進していく必要があると思っております。

あと、教育につきましては、教育長のほうから答弁をいたします。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えします。

今のご質問の中に、インクルーシブ教育について、国が推し進めるべき課題という指摘がございました。現在、国際的には、障害者権利条約によりまして、インクルーシブ教育をさらに推し進めるということが強く求められております。これまで日本の特別支援教育は、障害のある児童生徒一人ひとりに着目したきめ細かい教育支援、ここを中心に進めてきた経過がございます。こうしたことを受けまして、インクルーシブの視点と一人ひとりの実情に即したきめ細かな教育支援を両立させること。それが国においても議論の中心的な課題というふうに感じております。

そういうことを受けまして、特別な支援を必要とする児童生徒の教育においては、将来の自立、社会参加を見据え、障害の有無に関わらず可能な限り共に学び生活できることと、個別のニーズに合わせた適切な指導支援の保障の両立が重要と考えております。そのために通常の学級での学びに加え、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校など多様で柔軟な学びの場が用意され、それぞれのニーズに合わせ自由に選択できることが必要だと考えております。したがって、どのような学びの場を選択されたとしても、教育を受けるために必要な個に応じた支援、合理的な配慮がなされることが大事だと考えております。

本町におきましては、こうした考え方に立って、通常の学級で個別の支援を必要とする児童生徒について、町独自の学習支援員を配置し、通常の学級での学びを保障する取組に重点を置いております。



また、毎年夏季休業中には、町内の小中学生と丹波支援学校に通う児童生徒が、中学校ブロック単位でお互いに交流し、相互交流を図るという取組も進めております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 次の質問です。

今の答弁の中にあつたかもしれませんが、インクルーシブの教育を推進するに当たり、課題があるとすればどのようなことがあると考えられるのか。今少しあつたと思いますが、障害も、身体障害、知的障害、精神障害等の分類もありますが、課題に対する見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） インクルーシブの理念に基づく特別支援教育のさらなる充実を図る上での課題でありますけれども、ご質問にありましたように、障害の種別により、例えば特別支援学級では、知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、弱視、難聴など7つに分類した支援学級を設置できることになっております。それぞれのニーズに合わせて、きめ細やかな指導支援ができるように心がけております。

現在、本町の小中学校では、このうち知的障害と自閉症・情緒障害の2つの種別の学級を設置しております。このような様々な特性、障害のある児童生徒が、障害の有無に関わらず、学校において共に学び生活するというインクルーシブ教育の理念をさらに具体化する上で必要なものとして考えられますのは、さらに専門性を有する教職員、あるいは専門家の配置、また、施設設備の環境整備の充実などが今後の課題になるかと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 次に、3点目です。

町内の小学校、中学校において不登校が多いと聞きます。また、夏休み明けのこの時期に増えるのではないかと思います。不登校の状況など実態把握ができているのか。どのような状況かお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 不登校の課題は、全国的にも現在学校教育における重要な課題になっております。不登校は、特に新型コロナウイルス感染症が広がりを見せました時期と重なるように急増してまいりました。本町においても、同様に増加し、現状であります。令和5年7月末現在で、病気などの場合を除き年間30日以上欠席のあった児童生徒、いわゆるこれが

不登校の定義であります。小学校で2名、中学校で18名であります。この間、本町、学校教育の最重点課題に位置づけ、不登校の解消と未然防止に取り組んでまいりました。

ご指摘のように、不登校は、年度初めの5月、そして夏季休業明けの9月に増加するという傾向がございます。生活、学びの環境の急激な変化が背景にあるものと考えられます。そうしたことから、2学期前の8月後半の取組が重要ということで、各小中学校では、欠席の多い児童生徒、また様々気になる児童生徒への働きかけを行い、夏季休業から学校生活への移行がスムーズに行われるよう、現在取組を進めている状況でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 私も、朝、子どもと一緒に一部通学を見守ってるんですが、やはり子どもが毎日元気に登校してくれると気持ちいいものなんですね。1人でも休まれてると、今日はどうしたのかなというふうに不安もよぎりますので、その辺、教育長はじめいろんな方が力を注いでいただいておりますので、よろしく願いいたします。

最後の質問です。

いろいろな対策や取組を実施していただいていると思いますが、以前に小学校、中学校でも実施されたことがあると聞くQ-Uアンケートをもう一度、小学校高学年生に取り入れ、少しでも問題解決ができればと願います。児童数が少ないとか、金額が高いとか懸念点はあると思いますが、大切な子どもに手を差し伸べる方法の一つとして、もう一度取り組む考えがないかをお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） Q-U検査についてであります。この検査は、児童生徒の日常生活に関する質問紙調査を通じ、学級集団への満足度、学習、対人関係への意欲、意識などを把握する調査であります。表面に表れにくい児童生徒一人ひとりの心情や意識、また、学級集団の状況を相関して見ることでできる極めて有効な調査というふうに認識しております。

現在、Q-U検査を町内3つの中学校で実施しております。不登校、いじめ対策などの生徒指導上の課題解決に非常に役立っていると考えております。

小学校では、以前、全部の小学校で実施しておりましたが、この間、学級規模の小規模化など状況を受けまして実施はしておりませんが、今後、それぞれの学校の実情に合わせて実施することも場合によっては必要かなと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○8番（山崎眞宏君） 実情に合わせて、それぞれの取組でよろしく願いいたします。

最後に、資源のあるところに人が集まり、町ができて経済活動ができる。京丹波町にはいろいろな資源があり、それを生かすために若者がもっと表に出て、いろいろな年代が、そしていろいろな角度から関係を持ち、明るく元気な京丹波町になることを望み、京丹波町をアピールし、人口減少を食い止める移住定住対策及び町民の皆様のためになる施策を提案し続ける取組に力を注いでまいりますことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（梅原好範君） これで、山崎眞宏君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩に入ります。再開は11時ちょうどとします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、山崎裕二君の発言を許可します。

1番、山崎裕二君。

○1番（山崎裕二君） ただいまより令和5年第3回定例会における山崎裕二の一般質問を行います。

項目1です。

定住促進と固定資産税について、質問をいたします。

まず最初に、町内に住宅が建つ（リフォームを含む）など、新たに増えることは、町にとっても、多岐にわたる息の長いパフォーマンスを創出するものと推し量りますが、想定できるインパクト（効果）として、具体的にどのようなことが指摘できるか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 新たに住宅が建ち、定住されますと人口増加につながってくることは自明の理でございます。人口増加のメリットとして考えられますものは、大変大きな課題となっております産業界での人手不足の解消にもつながってまいります。さらに、人口減少は、最近顕著で、集落機能の維持さえ大変難しいような状況、それも一助になるのではないだろうか。あるいは、若者世代の定住がかなえば少子化に対する改善も図れるのではないか。また、固定資産税並びに住民税などの税収入も増加するであろうと、そういった意味で、様々な点で地域の活性化が期待できます。エネルギーを感じます。活力を感じます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 私が想像するより、たくさんの効果を言っていただいたように思いま

す。

2つ目ですが、地方税法附則第15条の6第1項、第15条の7第1項、同法施行令附則第12条第2項から第5項に基づく新築住宅に係る固定資産税の減額措置の概要について、お示しいただきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） 新築された住宅については、新築後一定期間固定資産税が減額される制度でございます。

適用対象は専用住宅や併用住宅で、床面積が50平米以上280平米以下の住宅が対象となっております。新築された住宅や住宅用家屋のうち住居として用いられる居住部分だけであり、併用住宅における店舗及び事務所部分は対象外となっております。住居として用いる部分の床面積が120平米分のみ減額対象となっております。

減額される額は固定資産税額の2分の1で、一般住宅ですと新築後3年度分、長期優良住宅の場合は、新築後5年度分となっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今言っていた新築住宅に対する固定資産税の減額措置、目的、そして、とりわけ定住との関連において、同措置が後押ししているとみられる点をどのように評価しているか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 移住及び定住を促進する住宅施策として、新築住宅の取得に対する税制面での優遇というのは、人口減少の抑制と定住への後押しになるものだと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） それでは、数値的なことを伺います。

本年度の町における同措置、新規1年目の件数（賦課期日は本年1月1日）はどうなっているか。また、二、三年目の各件数についても答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） 令和5年1月1日現在におけます同法における新規1年目の件数でございます。こちらが22件でございます。2年目につきましては23件、3年目につきましては15件となっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） それでは、累計のほうでいきますが、最近5年度、2019年度（令和元年度）から2023年度（令和5年度）において、同措置の対象となった件数、1から3年目の合計での件数を言ってもらったら結構です。1年度当たりに平均すると、何件ほどで推移しているか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） そうしましたら、順に令和元年度から申し上げます。

令和元年度73件、令和2年度66件、令和3年度57件、令和4年度59件、令和5年度60件と推移しておりまして、平均が約63件となっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） そしたら、割り算をしていただきたいんですが、同期間において、同措置によって軽減した額、標準税率は1.4%の2分の1に相当する0.7%分の1から3年目の合計の額を1年度当たりに平均するとどのくらいになるか。また、1住宅当たりの軽減措置額は幾らになるかお示しいただきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 小山税務課長。

○税務課長（小山 潤君） 軽減税率を標準税率1.4%に割り戻して再計算した額ということでございます。こちらのほうは平均が約311万3,000円となっております。1件当たりの軽減措置額は約5万円となっております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） テイストを変えますが、7番です。

地方税法における課税免除または不均一課税などに基づいて、市町村が独自に行っている固定資産税の減額措置などは、普通交付税による減収補填の対象外となっておりますが、その意図・示唆するところの答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 地方税法における課税免除または不均一課税につきましては、税負担の公平性を欠く例外的措置であります。企業や一定の施設等の誘導により、地域の振興や財政力の平準化を図るため、個別の立法措置による場合は、一定のものに限り、普通交付税の減収補填の対象となっております。

そのため、市町村が独自に行っている課税免除または不均一課税につきましては、普通交

付税の算定上の公平性を担保するため、減収補填の対象外となっているものと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） そしたら、同じ固定資産税を扱っている奨励金として、町企業立地奨励金というのがあります。その話をちょっといたします。

町企業立地促進条例に基づいて、3年間を限度として、固定資産税額に相当する額で町長が認定した額を奨励金として交付する事業であるが、課税免除でなく、奨励金交付（奨励措置）という方式を採用したことによる、基準財政収入額、留保財源及び超過税率の観点から捉えた財政運営上のベネフィット（効果）をお示しいただきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 本町独自の企業立地奨励金は、課税免除を採用した場合、市町村が任意で課税免除・不均一課税をした場合は減収を補填しないという趣旨に基づき、基準財政収入額からの控除は認められず、普通交付税による補填はございません。

一方で、奨励交付金を採用した場合には、同様に普通交付税による措置はございませんが、固定資産税として一旦納付いただいた後に、相当額を奨励金として交付することで、歳出予算の審議を通じて目的が明確化されること。また、町自らの力で獲得した財源を活用できる点がメリットであると考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） もう1つですが、9番、2021年度（令和3年度）の町企業立地奨励金は、ふるさと応援寄附金を財源として実施しました。令和4年度はちょっと違ったんですが、令和3年度に行ったふるさと応援寄附金を財源として実施したパターン、その財政運営上のアドバンテージをお示しいただけたらと思います。

○議長（梅原好範君） 山内財政課長。

○財政課長（山内明宏君） 企業立地奨励金の財源としてふるさと寄附金を活用することにつきましては、寄附者の意向に沿った施策として活用させていただくことで、一般財源負担を圧縮し、事業の実施ができたと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今まで、1番から9番で聞いてきたことのまとめみたいな提案になる

んですが、人が暮らす、集う、定住・交流の基盤づくりなどを使途希望として、寄附いただいた町ふるさと応援寄附金を活用し、新築住宅に係る固定資産税の課税について、府内市町村に先駆けて、なかなかこれをやっているところはないです。例えば、3年間、残り0.8%に相当する額を奨励金として、当該年度の固定資産税完納後に給付するなど、町独自の定住促進奨励金制度を創設する、並行して、タウンプロモーションを鮮明に打ち出していくことによって、U・I・Jターンほか、町への若者などの定住を促し、元気・希望・笑顔のあふれるまちづくりを一層強力に推進していくべきではないかと提案いたします。答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 町では、定住促進の支援制度として、昨年度からでございますが、新婚世帯の住宅確保を支援する京丹波町新婚世帯支援事業を実施いたしております。

今ご提案のございました定住促進奨励金制度の創設につきましては、今のところは考えておりませんが、研究してみたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 京丹波町では、今言っていた額ぐらいの額でできますが、南丹市とか亀岡市、特に今やったら千代川にたくさん家が建っているような、亀岡市ではなかなかできない系統になってくる奨励金制度と思います。その中で、京丹波町が先駆けてこの奨励金制度を実施した場合、亀岡市、南丹市に家を建てようかなと思ってたけど、やっぱり京丹波町に家を建てようかといったようなことも動機づけになってくると思いますので、ぜひ前向きに調査研究を重ねていただいて、実施できることを期待しております。

続きます、2番です。

農業委員会事務局職員の定数増についての提案をいたしたいと思えます。

（1）としまして、町職員定数条例第3条第7号において、農業委員会の事務局の職員の定数を2人と定めているが、それぞれの事務分掌は何か。また、同定数を2人としたのはいつからかといったところの答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 農業委員会事務局の事務につきましては、主に事務局長が事務局の総括。それから、交付金事務に関することについて行っております。

それから、今現在は、事務局長補佐が、事務局の庶務でありましたり、補助金事務について、また、委員会活動については、事務局職員2人と会計年度任用職員が1人おりますので、

そこで分担してやっているということでございます。

京丹波町職員定数条例第3条第7号に定める職員の定数につきましては、平成17年の合併当時からとなっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） それでは、府内26市町村の状況について聞きたいと思います。

府内26市町村における農業委員会事務局の職員定数は平均何人か。府内26市町村と比較して、町における同職員1人当たりの農業委員・農地利用最適化推進委員の数は4.1人割る2人ということで20.5人ということになるかと思いますが、府内26市町村を比較するとどの水準にあるのか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 府内26市町村におけます事務局の職員定数の平均は、3.2人ということになっております。京都府下26市町村における職員1人当たりの委員数につきましては、多いほうから1番目ということになります。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 私が引っ張ってきたデータが、条例上の定数と違って、農業調査、農業計画、そういった違うデータの出どころだったので、3番の冒頭の部分が若干そこがあるといったことを把握しておりますが、農業委員会の事務局の職員定数というのは、3人以上となっているところが多数あるかと思えます。こういった実情に関してどのような背景・要因が導出できるか。そういったところの答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 職員の定数条例と申しますか、各市町が定めております条例で申しますと、3人以上になっておるところは15市町村ということになります。それぞれ市町村の時代背景が変わってくるかと思えますが、本町のように会計年度任用職員で事務補助をしておるなど、そういった市町村の個別の状況が影響しているというふうに考えておりました、それぞれの定数を定めているものと存じております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 会計年度任用職員に頼っているところもあるといったところですが、今の農業委員会の職員さんを見てると精鋭ぞろいというふうに思います。それがいつまで続



くのかなという不安も若干ある中で、あと2つほど聞いていきます。

農地等の利用の最適化の推進に関する事務に当たって、農業委員会事務局の職員数は、絶対的・慢性的に不足していると私は思っております。常時、繁忙の状態にあるとおもんばかりが、この点は、農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づいて、町長に提出のある意見書またはその際行われていると思われま意見交換の場で提起・共有されているのか。提起されていた場合、これまでどのように返答してきたのかについての答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 農業委員会からは、毎年、町長に対して意見書を出されておりました、私も謹んでお伺いをしているところでございます。

令和3年度までは、組織強化について書面及び意見交換の場におきまして、意見が出されております。それ以降についてでございますが、意見交換の場において、組織強化の提起や共有がされてまいりました。

回答といたしましては、本町の職員数を考慮し適正な人員配置を行っているということで回答をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 私の手元にある令和2年度農業委員会の活動対策並びに組織強化についての中では、山積みする課題解消には人員不足であると。職員の定数について見直すとともに、早急に事務局体制の改善と強化を図ることといったような意見が出されているように把握しております。

そこで、5番ですが、なかなか難しい面があるかと思いますが、提案させていただきます。

条例改正を行い、独立した行政委員会として、農業委員等のバックアップ体制が持続可能かつ強固なものとなるように、来年度から、農業委員会の事務局への出向職員を増やすべきではないかと提案いたします。答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 山森副町長。

○副町長（山森英二君） 現状では、先ほどもありましたように、事務局職員2人、それから会計年度任用職員1人に業務を担当させておりました、当面は、町長部局との関係課と業務について連携し、業務を実施してまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 3つ目に入ります。

検定料の補助について、教育委員会に質問をいたします。

まず、1つ目としまして、2019年度（4月30日までは平成31年度、5月1日からは令和元年度）から、中学生英語力向上推進事業を実施しておりますが、年度ごとの申請者数の内訳について、答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 宇野学校教育課長。

○学校教育課長（宇野浩史君） 申請者数でございます。令和元年度は37人、令和2年度は31人、令和3年度は33人、令和4年度は19人、令和5年度は、8月までの人数で12人でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 決算書類で、1人1,000円ということですので、3万7,000円だったり、令和4年度このほど頂いた決算書では、1万9,000円というふうになっていた分を確認しますと、今言っていただいた数字と同じになるんですが、例えば、令和元年度には、全中学生の12.85%、大体8人に1人が検定料補助を活用していたということが読み取れるんですが、令和4年度になりますと7.76%になっておりまして、かなり少ない。5ポイント以上下がっているといったところで、そういったことはどういったことがあるのかなといったところを続いて質問していきます。

学習意欲の向上を図ることを広義の目的としつつ、実用英語技能検定、いわゆる英検に限定し、検定料補助を行っている理由について答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） お答えします。

実用英語技能検定、いわゆる英検の受検を促すため補助事業を実施しておりますのは、今の中学生が国際化がさらに進展する時代を生きることになり、国際的な公用語であります英語への学習意欲を高め、将来、グローバルな視野を持って活躍できる基礎的な力を育むということを目的にしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） もう少し理由について聞いていきますが、町立中学校に在籍する生徒に限定し、要するに蒲生野中学校、瑞穂中学校、和知中学校ということになるかと思うんですが、学校を通じて4月だったか5月に私の息子ももらってきました。この中でちょっと思ったこととしましては、例えば、かつてはいらっしゃったかと思うんですが、今ちょっといらっしゃらないかなと思うんですが、越境で胡麻に住んでいて、殿田中学校に行っている生

徒であったり、園部高校附属中学校に進んでいる町内の生徒さん、さらには私立中学校に行かされている子も何人かいらっしゃるかと思いますが、そういった生徒が対象にならないということになるかと思いますが。町立中学校に在籍する生徒に限定し、検定料補助を行っている理由についての答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） この事業において、英語検定受検の補助対象を、町内の中学校に在籍する中学生と限定しておりますのは、単に英語資格の取得促進だけを目的にしたものではないことです。町内の各中学校の英語の授業と、中学生の英語力の向上を関連させて、町内中学校の英語教育の充実を目指している。そうしたことを根拠に限定をしているということでもあります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 町内に住んでいる生徒というよりも、町内の学校に着目した制度趣旨になっているといったようなことかと思いますが、もう少し聞きます。

中学校初級程度の5級、中学校中級程度の4級を加えず、中学卒業程度の3級以上に限定し、検定料補助を行っている理由は。中学校3年生が3級を大体受検するというのが通常かと思うんですが、私ももらってきた案内を見て、そうだったのかというふうにちょっとびっくりしました。中学1年生で3級を受ける子は果たしてどれぐらいいるんだろうかといったようなところも踏まえて、答弁をいただけたらと思うんですが、併せて、昨年度までの4年間における学年及び受検級の累計をクロス集計した場合、申請者の傾向としてどのような特徴が浮き彫りになるか。ワークシートを添付しておりますので、それに沿った形で答弁いただければと思います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今もありましたように、英検3級が、中学校卒業程度であるということから、中学校卒業までにチャレンジし到達してほしい英語力のレベルとして3級ということに定めております。

今ありましたように、申請者の状況であります。3級の補助申請者は、1年生では3人、全体の2.5%、2年生では24人、20%、3年生では70人、58.3%となります。準2級では、全体で16名、2級では6人、5.0%、準1級は1人、0.8%ということですが、全体の集計として英語検定の申請をしている者は、3年生が全体の71%を占めております。このことから、英検3級以上の受検が3年生に集中しているのは、授業で

の学習内容によって3年生が多く受検してるのではないかと、そんなふうに考えております。  
以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） では、それぞれの検定料は、今年100円ずつ安くなっているらしいんですが、3級で4,600円、2級で6,300円、1級で1万1,700円とかなりの高額なものなんですが、1生徒当たり、年度内1回1,000円に限定し、検定料補助を行っている理由は。答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 補助の金額設定については、この事業を開始した当時、3級の検定料の大体3分の1程度を想定し、定額の1,000円と定めたものであります。回数は、限られた予算の中で、より多くの中学生に受検機会を保障したいと、そうした意図で回数についても一定限定しているということであります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 予算決算を見たら、限られた予算である中で、なかなか当初見込んでいたほどの受検者数が得られてないというような状況にあるのではないかなというふうに思いますので、限られた予算といったことは、どういうふうに評価していいのかなと迷うところなんですが、6つ目として、今までいろいろ理由を聞いてきました。数々の限定理由などに基づいて鑑みつつ、教育委員会として、本事業の成果や反響、課題などをどのように取りまとめているのか。先ほどちょっと言っていたいただきましたが、ちょうど5年がたつ事業になりますので、どういうふうに評価しているのか。取りまとめているのかといったところの答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） この事業が実施から5年を経過し、今後の事業の在り方について改めて検討したいと思っております。特に、この事業が中学生の英語学習の意欲喚起と中学校の英語教育の充実にどの程度効果があったのか。さらに効果を上げるための改善点を、各中学校の現場からのヒアリングも実施し、検討したいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 4級とか5級とかが受けられないというのは、やはり学年学年に沿って、5級を受けて合格したと、やっぱり自己肯定感の高まりとかそういったところもあると

思いますし、どうせやるんだったら検定料の補助をするといったところが私はいいのではないかなと思います。むしろ、3級、準2級、2級、準1級、1級を受けた子もいると今内訳を聞きましたが、早い学年でそういうことを受けられる子ほど、私教育でかなり力を入れてやられている場合とかもあると思いますので、2級を受けてもらったから、準1級を受けてもらったからといったところの評価とは、またちょっといろいろ出てくるのではないかなと思いますので、7番目として提案をいたします。

英語のことに限ってではないんですが、要綱を改め、各種検定の受検を通じた学習意欲の向上及び保護者負担の軽減を図ることを目的（趣旨）として、補助対象を、英検、日本漢字能力検定、いわゆる漢検、または実用数学技能検定の初級程度から受検する本町在住の中学生の保護者に拡充し、かつ、現行の補助回数・補助額から、例えば、検定ごとに1回あるいは複数回、半額補助ないし全額補助などとし、引き上げることによって、町が掲げる教育と子育てのまちの理念を一層明瞭に見える化していくべきではないかと提案いたします。答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 英検につきましては、実施しました平成31年度と比べると検定料が1,000円以上も値上がりしてるという現状もあります。補助の金額については、次年度に向け、検討をしたいと考えます。

また、英語への学習意欲をさらに喚起するということから、中学1年生や2年生にも挑戦しやすい4級、5級についても補助の対象にするかどうか、併せて検討してみたいと思います。

そのほかの日本漢字能力検定や実用数学技能検定などにつきましては、今後の研究課題としたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 漢字検定も、数学検定も、中学校で受けられますので、やはりそういったところにもしっかり目を向けていただいて、広く学習意欲の向上といったところ、そして、かなり保護者負担がありますので、そういったところのことも考えていただいて、よりよい検定料の補助制度になるように期待しております。

最後です。町営バスについてです。

時間がかかなり余ってますので、深く聞けたらと思っています。

まず、1つ目ですが、スクール便1路線当たりの維持運営に係る基準財政需要額は幾らで、

町においては何路線が該当しているか。3月議会の予算委員会でもちょっと確認させてもらった内容なのですが、改めてイントロダクションで聞かせていただきます。

また、26：竹野線は含まれているのかについても、併せて答弁を願います。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 令和5年度のスクール便1路線当たりの維持運営に係る基準財政需要額は、625万8,000円となっており、10路線が該当します。

10路線に竹野線は含まれておりません。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 以前に比べて、基準財政需要額も、やはり物価高騰とかもあるのか分かりませんが、上がってるのではないかなというふうに思います。1路線当たり625万円といったことで、10路線あると6,250万円といったことになるかと思えます。

2つ目ですが、スクール便の学校ごと、小学校、中学校、全部合わせて8校ありますが、学校ごとの乗車時間、最短と最長でそれぞれ何分程度かお示しいただけたらと思っております。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 最短で竹野線の7分、最長で質美線、上乙見線の30分となっております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 学校ごとの乗車時間は把握できていませんか。通告には、学校ごとと書いてますので、丹波ひかり小学校では竹野線、市森で乗る子が乗車時間7分、そして一番長いのは、丹波和知線、富田とか豊田の子、高原下山線、実勢、みのりが丘、蒲生野の一部の子が乗る10分ですと、蒲生野中学はというふうになるのかなと思うんですが、そこまでは把握できてませんか。

○議長（梅原好範君） 堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） それでは、学校ごとの時間を言わせていただきたいと思います。

まず、丹波ひかり小学校でございます。今、議員もおっしゃっていただきましたけれども、最短が7分、最長が10分、これは行きの送りの部分であります。それから、瑞穂小学校ですと最短が16分、三ノ宮方面。最長が30分、質美方面でございます。続いて、和知小学校でございますけれども、最短が13分、才原・広野・稲次方面。最長が30分、中山、大迫、上乙見方面でございます。蒲生野中学校に関しましては、下山のみでありますので16分。瑞穂中学校に関しましては、最短が12分、三ノ宮方面。最長が25分、これも井脇、

質美方面であります。和知中学校ですけれども、最短が長瀬で12分、最長が仏主線で14分。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 最後の和知中学校は、上乙見線のほうが長くないですか。今、上乙見線が27分になろうかと思imasので、こちらが最長かと思imas。

○議長（梅原好範君） 答弁に齟齬があったということで、改めて堂本教育次長に答弁を求めます。

堂本教育次長。

○教育次長（堂本光浩君） 申し訳ございません。

和知中学校に関しましてですけれども、最長が上乙見線で27分に訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 小学校で7分であったり、30分かかるところもであったり、中学校では15分前後から、先ほど言っていた27分かかるところもあるといったようなところですが、3つ目ですが、市森から丹波ひかり小学校へ通学する児童は、先ほども学校に行くとき、登校時というふうに言っていました。26：竹野線として、スクール便があります。これが約7分で先ほども言っていたように学校に到着しますが、下校時はM72：高原下線のス쿨便に乗車し、みのりが丘・夕陽ヶ丘、実勢方面の児童が降車後、市森に向かっていると。大体25分ぐらいかかっているのではないかなと思imas。下校時に単独のス쿨便を運行していないのはなぜか。登校時と比べて、下校時は3.5倍ほどの長時間乗車となるが、登・下校時の差は、児童の最低限の通学手段を確保する上で、差し支えないとの判断か。長さというよりも、行きと帰りで3.5倍も変わるといったところに着目して、判断、お聞かせいただければと思imas。答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 山森副町長。

○副町長（山森英二君） ひかり小学校の下校時間帯は、多くの路線を運行していることから、市森への単独運行ができない状況となっているところでもあります。したがって、運行体制については、今後、路線の改正に合わせて検討してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） ご指摘いただきました下校時のバスの乗車時間が登校時に比べて長くなっていることについては、バスダイヤの都合もあり、保護者や学校関係者の皆様にご理解いただくようお願いをしているという現状でございます。

今後は、時間短縮につながるよう、効率的なバス運行について、町営バス担当課にも要請をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 1番で聞きました竹野線、市森に通うスクール便は、行きしか運行していないということで含まれていないということでありましたが、これをスクール便1路線とカウントできるようにするならば、625万円基準財政需要額が増えるということになるかと思えます。町営バスが人手不足やとか、なかなか我慢してもらってるんやとか、そういう状況ではなかなか今の民間バスにもちょっと違う役目と、やはり公共交通としての違う役目もあるかと思えますので、そのところはやはりしっかりやってもらうことが必要ではないかなというふうに私は思っております。

さらに、今年、また新しく上のお兄ちゃんが中学校1年生になられて、その6つ離れた妹さんが市森からスクールバス乗って通学されているといったところがある中で、学童保育に行く日とかもあるかと思うんですが、行きは7分、帰りは二十何分かかるといったところで、かなりやはりあるのではないかなと思えます。たとえ児童数が1人だったとしても、やはりスクール便として機能させることが必要ではないかなと思えますし、機能させることによって得られる基準財政需要額もありますので、そのところにはしっかり目を向けていただいて、運転していただく方がいろいろあるかと思えますが、考えていただきたいなと思えます。

そこで、ちょっと聞きたいのですが、スクール便として、新規に14人乗りバス、トヨタのハイエースコミューターとか、日産のキャラバンの仕様であるんですが、こういったバスを必要とした場合、活用可能な財源として何があるのか答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 過疎対策事業債が活用可能というふうになります。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 過疎対策事業債、非常に有利な起債ができますので、元利償還金の70%が普通交付税で措置されるといったところになります。特にバス1台を増やすに当たって、障壁となることは少ないのではないかなというふうに思えますので、そこら辺にも目を



向けていただきたいと思って、この質問を起こしております。

5つ目ですが、今度は松山和知のほうになるんですが、W10：松山和知線の時刻表上の所要時間は、松山始発で、一例を挙げると、和知中学校から本庄までのおよそ1キロメートル区間が2分であるのに対して、本庄から次の停留所、終点の和知駅までのおよそ300メートル区間で5分となっております。時速4キロとして歩いていっても4分半ほどの距離ですが、5分とした理由を答弁を求めたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山森副町長。

○副町長（山森英二君） 停留所間で時間に長短が生じているのが現実ですが、往復の運行時間に合わせるため、最終のバス停で調整しているということでございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 最終のバス停で調整するということですが、30分という時間にも私は一つ意味があるのではないかなと思って、6番を起こしております。

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ルに規定する国保特別調整交付金、中でも、へき地直営診療所運営費のあらまし、そして該当する診療所の種別及び昨年度決算における交付額は。決算書が配付されてますので、確認といったところになるかと思いますが、お示しいただけたらと思っております。

○議長（梅原好範君） 豊嶋医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） 国民健康保険特別調整交付金に該当する診療所は、和知診療所及び和知歯科診療所の2施設でございます。

種別といたしましては、和知診療所は、施設から通常の交通機関を利用して30分以内にほかの医療機関がないものとされています第1種へき地診療所でありまして、和知歯科診療所は診療所を中心としておおむね半径4キロメートル以内に他の医療機関がないものとされています第2種へき地診療所でございます。

令和4年度におけます交付額は、和知診療所は864万7,000円及び和知歯科診療所が895万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 今、豊嶋課長に言っていたように、第1種へき地診療所に該当する和知診療所は30分以内にはないといったところが条件としてあります。そして、和知診療所が864万7,000円の交付金をもらっているゆえんとしてそこがあるわけですので、松山和知線が30分かかるといったところも、そこをクロスする部分もあるのではないかな

というふうに思っております。864万7,000円を毎年、これと若干額はずれがあると思うんですが、近い額を30分以内でないといったところで条件としてもらえている交付金になるかと思っておりますので、そういったところを踏まえまして、7番です。

W10：桧山和知線を京丹波町役場を経過地（停留所）とする路線に変更するとともに、並行して、26：竹野線の時刻を改正し、京丹波町役場で連絡、いわゆる乗換えをすることによって、懸案となっていた国保京丹波町病院の午前受付が可能となる。どうやっても竹野線に乗って午前受付は難しいのではないかなというような状況のやりとりが2回ほど今までも行われてきているかと思っておりますので、懸案というふうに示しております。午前受付が可能となる町営バス運行が実現できるというふうに考えますが、この点についての答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 竹野線につきましては、1日2便しか運行しておりません。時刻改正により午前診察が可能となっても帰りの便がないことが考えられます。竹野地域の京丹波町病院の接続につきましては、町営バス以外の新たな交通手段による対応も含めて、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 竹野線に関して、一連で言ってきたスクール便として機能させること。そして、2便しか運行していないといったところは、ここでまた変わってくるかと思えますし、実際には、625万円を基準財政需要額で得ながら竹野線を運行することによって、人件費であったり、燃料費であったり、そういったところにも当然あてがうことができますので、2便という前提だけで考えてもらうのは、もう少し視野を広げていただきたいなというふうに思っております。そこが伝わらなかったのがちょっと残念であります。8番目として、もう少し提案を続けます。

26：竹野線を14人乗りバスで運行し、これも過疎対策事業債を使ってバスを起債するといった形になるかと思えますが、丹波ひかり小学校からの下校時においても、常時、スクール便のダイヤを組むこと、さらには、国道を今走っておる区間があるかと思えますが、竹野水戸から市森に入るところまでは国道だと思いますが、そうではなくて、町道蒲生西階線を、一部にはなるかと思えますが、フリー乗降区間路線に変更することで、通学や交通のアクセス、利便性の飛躍的な高まりが期待できると考えます。公共交通対策は待ったなしの状況であることを肝に銘じていただいて、早期の実現を目指して、一連の協議を進めていくべきではないかと提案いたします。これができないとなると、ほかのできることが公共交通機

関としてあるのかなというふうに思ってしまうので、どういった答弁になるのか。答弁を求めたいと思います。

○議長（梅原好範君） 山森副町長。

○副町長（山森英二君） スクール便を含む町営バスの見直しを行いまして、新たな交通手段での対応も含め、利便性の向上を目指していきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） ご指摘の通学の利便の改善につきまして、町営バス担当課とよく相談をしたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 水戸から市森まで国道を走っているだけでは、やはりなかなか町民の方のニーズに合っていない。丹波マーケスへ行くのも、いわゆる旧道を通ってもらったらどれだけ便利やろうか。しかし、なかなか大きなバスでこの道路を走ってもらうわけにはいかへんなどといったところがある中で、14人乗りバスとか、そして財源の手当のこととか、私なりに一生懸命考えてみて今回提案させていただいたようなところがあります。そういったところから、町民の方、特に沿線の方、期待されてる部分もあると思いますし、これをきっかけにして、ほかの交通空白地になってるところも目を向けていただくことができるかというふうに思っておりますので、目を背けることなく、前に進めていく方向を、いろんな協議が必要になってくるかと思いますが、お願いしたいというふうに思っております。

最後は、ちょっとテイストが変わるんですが、年末の運休です。12月29日から年末運休に入っておりますが、お正月、先ほど山崎眞宏議員からも「ハレ」とか「ケ」という言葉がありましたが、晴れの正月の料理であったり、団らの料理、どうしてもお刺身とかそういったものを並べようと思ったときに、28日までに買物を済ませとけとなると、なかなか制約が生じているのではないかなというふうに町民のご意見を聞いております。私は直接聞いたというよりも、町営バスの運転手の方から言づてで聞いて、そういうふうによく聞くんやでということをお教えいただいたようなことがあります。合併当初の頃のように、これも合併当初はそうやったんやといったことも教えていただいたんですが、本年度、再試行的に、例えば、みそか（12月30日）、大みそか（12月31日）またはどちらの日も、午後まではなかなか必要ないのではないかなというふうにも思ったりしますので、午前中の町営バ

ス運行をしてはどうか。これはあくまでも再試行的にといったところがあるかと思いますが、提案いたしたいと思います。答弁を求めます。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） まずは、アンケートなどでニーズ調査をさせていただきまして、その上で対応が必要か検討したいというふうに考えております。

○議長（梅原好範君） 山崎君。

○1番（山崎裕二君） 町営バスを利用されてる方の生の声を聞いていただくということが大事かと思っておりますので、今どのような状況にあるのか。そういったところを機動的に把握していただけたらと思っております。

以上で、私の一般質問を終了します。

○議長（梅原好範君） これで、山崎裕二君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩に入ります。再開は13時ちょうどといたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、西山芳明君の発言を許可します。

9番、西山芳明君。

○9番（西山芳明君） 議席番号9番、西山芳明でございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、令和5年第3回定例会におきます私の一般質問をただいまから行いたいと思います。

今回は、畠中町長に、京丹波町の医療構想についてと、成年後見制度の一層の周知と活用促進についての2項目につきまして、松本教育長に、放課後児童健全育成事業の現況と課題についてと、より特色ある学校給食の取組についての2項目につきまして、お伺いをしたいと思います。

それでは、まず、第1項目めの京丹波町の医療構想につきまして、畠中町長にお伺いをしたいと思います。

町長の目指すまちづくりの一環として、ウェルネスタウン構想があり、生涯を通じて健やかで幸せに暮らせるまちづくりとして、京都府、府立医大、南丹医療圏との連携の重要性を示されております。また、本町におきます医療体制は、京丹波町病院の垣田院長を中心に、本町の人口特性や患者の傾向をしっかりと分析して、今後について地域包括医療ケアシステムと総合医をキーワードとした今後の京丹波町病院が果たすべき役割につきまして、地域の

かかりつけ医として地域密着型の医療体制の確立という明確な方針の下で、安心安全なまちづくりに取り組んでいただいている。この点を本年3月の町民大学の垣田院長のご講演でも拝聴したところでございます。

一方で、現時点では少し影を潜めてはおりますが、4年前の厚生労働省による公的病院の再編検討問題、また、新型コロナ感染の全国的な蔓延を経験した結果、現状の国全体の医療体制につきましても、様々な課題が浮き彫りとなってまいりました。

加えて、令和6年度から始まる医師の働き方改革などの事例にも見られますように、地域医療を取り巻く環境は決して予断を許さない状況にあると言っても過言ではないと思います。

こうした状況の中で、京都中部総合医療センターの新たな病院棟の建設が基本計画から実施計画段階に来ております。基本計画段階で公表されております京都中部総合医療センター建設計画では、当初130億円程度の事業規模が、現在、公表されている投資額では190億円とされており、最近の諸物価の高騰のあおりを受けて、今後さらに投資規模も膨れ上がる可能性も見えてまいりました。それだけの大規模投資を費やしての総合医療センターである以上、当然、医療機器はもちろん、医療スタッフ体制に至るまで、相当充実した医療サービスの提供体制が期待できる場所であり、本町としても、そのメリットを最大限享受していくべきであると考えております。

そこで、同センターとの連携を踏まえた今後の本町の医療構想につきまして、お伺いをしたいと思います。

1点目ですが、京都中部総合医療センターを核とする二次医療圏の枠組みの中で、京丹波町病院とのさらなる連携強化につきまして、どのように考えておられるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 京丹波町病院は、随分歴史があるわけですが、京丹波町は、医療資源が非常に少ない町でございます。それだけに、私がずっと言っているウェルネスタウン構想の根幹をなす大切な公的医療機関だと位置づけをしておるところでございます。そして、病院の在り方は、先ほどおっしゃいましたけども、垣田院長ともよく議論をする中で、住民に最も親しみやすい、最も近い位置にある、私たちの町の私たちの病院として、かかりつけ病院としての機能を果たす、プライマリ・ケアなり第一医療機関として、しっかりと今その役目を果たしている。地域密着型というんですかね。それが私は大正解だろうと思っております。

しかし、この京丹波町病院だけで医療は完結するものではございません。病気が非常に複

雑、多岐にわたる中で、やはり少なくとも南丹医療圏の中で、中部総合医療センターというのがあるわけですから、ここの関係というのはしっかりと結んでいかなければならない。幸い今おっしゃいましたように、京都中部総合医療センターは近く建て替えに入っています。その後、非常に高度な医療機器も入るし、医療体制がしっかりと整備される中で、病病連携ということで、病院間の連携を一層強めていく必要があると思っています。この建て替えそのものは、私たちの京丹波町にとっても非常に頼もしい事業になることだと大いに期待をしているところで、今後一層、医師の派遣等も含め、医療機器の高度利用等も含めて、連携を一層強めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） ただいま中部総合医療センターとの連携につきましては、病病連携とおっしゃいましたか、より一層強めていく必要があるというご答弁をいただきました。

そんな中で、令和6年度から、医師の働き方改革が始まり、時間外労働につきまして制限がかかってくると聞き及んでおります。こうした状況の中で、どの病院でも医師の確保により拍車がかかってくる可能性が予測されますが、現在、京丹波町病院への派遣元となっております京都府立医大や、現時点では派遣はないということでございますけども、中部広域医療センター等も含め、医師派遣が今後とも安定的に望めるのか。その見通しにつきましてどのような見通しを持っておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 病院の運営の最大のキーポイントは、いかに医師を確保するか、それに尽きると思っております。北部の医療圏と京都市内の医療圏とのこの地域は狭間にあつて、京都市内は、人口当たりの医師の人数というのは全国最高クラスでありますけれども、この医師は少ない。つまり医師が偏在しているという状況は、これは大きな課題だと思っております。

その中で、医師確保につきましては、京都府や京都府立医科大学附属病院への要望活動も積極的に従来から行っておるところでございます。内科・総合診療専門研修プログラムによる連携病院からの専攻医の派遣受入れ、また、新しく医師住宅の建設を進めているところでございますが、こうしたことで環境を整えて、確保対策に積極的に取り組んでおるところでございます。そうした積極姿勢が京都府にも大きく評価をされているものと自負をいたしておるところでございますが、京都府におきましても、医師確保について手厚く取り組まなければならない医療機関として対応いただいております。

具体的に言いますと、京都府立医科大学の合格の中で、学生の入試の中で、7人の地域枠が設けられているわけです。そこで合格された方を中心に、医師になったときには優先的に医師過疎地域へ派遣する。その中に京丹波町病院がしっかりと組まれているということがはっきりとしておりまして、これは京都府の本当に大きなご配慮だと感謝をしているところでございます。毎年、年度末に派遣医師とか専攻医などが確定いたします。来年度以降の状況は現段階では今見通すことはできませんけれども、引き続き医師の確保ができるように積極的に京都府あるいは府立医科大学へも私も足を運んで、働きかけを強めていきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） ただいま心強いご答弁をいただいております、やはり病院、何と言ってもやっぱりお医者さん、患者に寄り添っていただける、また、患者から非常に信頼のおけるお医者さんの確保というのは本当に大事なことだというふうに思いますし、引き続き手を緩めることなく、お医者さんの派遣については努力を重ねていただけたらというふうに思います。

次、3点目の質問でございますが、極めてデリケートな内容とは思いますが、今後、町全体の財政的な逼迫に加えまして、医師確保につきましても、なかなか今後は厳しい状況が出てくるだろうという想定の中で、京丹波町病院、それから質美診療所、和知診療所、和知歯科診療所、それに医療施設の範疇からは少し外れると思うんですが、和知の老健施設も含めまして、一般財源等からの繰入れを行いまして、将来にわたり現状を維持・存続できるのか。今後の運営や在り方そのものにつきましても検討すべき時期が近い将来必ず到来するのではないかと危惧をしますが、町長の見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 私は、町長に就任させていただいたときの所信表明の中で、京丹波町病院は、先ほど言いましたけど、私たちの町の私たちの病院だということで、地域密着型の病院づくりを目指します。そして、医療体制のさらなる構築と予防事業の推進、あるいは検診などの充実を図りまして、早期発見、早期治療につなげてまいりたいと申し上げました。住民健診も無料で行っております。このことは全国的にも非常にレアな事例だと自負をいたしているところでございます。そういったことで、京丹波町はウェルネスを頑張るんだということでこれからも頑張っていきたいと思っております。

そして、これまで一般病床を一部転換した地域包括ケア病床の増床、発熱外来の設置をいたしました。新型コロナウイルスワクチンをはじめとする個別予防接種、そして検診事業な

どに取り組み、経営面において、一般会計の繰入金はあります。これは法定の繰入基準で繰り入れたものでございますけれども、そういうこともありますけれども、令和3年度及び令和4年度は黒字決算でございます。経常収支比率も100%以上を維持しております。一定の成果を出してゐるのではないかと私は自負をいたしているところでございます。

今後、これまでの取組に加えまして、地域包括ケア病床のさらなる有効活用に取り組みつつ、今後ニーズが増えると考えられます在宅医療の取組をさらに進めていきたいと考えておりまして、また、和知老健施設におきましては、経営戦略に基づいて施設稼働率83%以上をぜひ目指してまいりたいと思っております。全施設においてこうした不断の経営努力を続けることで、これからも住民の皆さんに安心してご利用いただける施設として、また、垣田病院長ともこうしたことを本当によく議論をしております。しっかりと一体的に意思疎通をすることによって、また京都府立医大、あるいは中部総合医療センター、京都府とも連携を強める中で、京丹波町における医療の提供、そして、これまでと同様に地域包括ケアシステムの核となり、安定した継続経営ができるように頑張っただけでまいりたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） それでは、続きまして、2項目めの質問にまいりたいと思います。

成年後見制度の一層の周知と活用促進につきまして、畠中町長にお伺いをしたいと思いません。

我が国におきます認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究では、2025年、もう再来年になるわけですが、再来年の認知症の有病者数が700万人との推計も示されております。

また、本町の人口推計によりますと、先ほどの山崎眞宏議員の一般質問の内容にもありましたけれども、2040年、今から17年先の人口構成では、90歳以上の女性の人口比率が全人口の中でも最も多くなるだろうと、こんな予測もされておるところでございます。

こうした超高齢社会が進んでいく中で、生涯を通じて自己判断が十分に行え、法律行為自体につきましても、意思決定が正しく行える人であっても、家族の人たちの無知から親のお金を子どもが使って何が悪いんだといったような親の個人的権利を侵害されるケースや、判断能力が不十分になり意思決定が困難に陥った人の権利を擁護するために、家庭裁判所で選任された成年後見人等がその人を法律的に支援する制度として、平成12年4月の介護保険制度の発足と同時に成年後見制度が始まりました。本町では、このたび、この制度を適切に利用できる仕組みを作り上げていくことを目的として、役場内に京丹波町成年後見支援セン



ターが設置をされましたことが本年6月の広報京丹波に、この提灯の表紙の広報ですけど、京丹波町成年後見支援センターを開設しましたというようなことで紹介がされておりました。

そこで、成年後見制度の一層の周知と活用促進を図るため、次のとおり質問をいたしたいと思えます。

まず、1点目ですが、成年後見制度に対する周知を図るため、広報誌以外にどのような取組が行われておるのかお伺いをしたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 本町では、認知症などの精神上的の障害によりまして判断能力が不十分な人の意思決定を支援し、尊厳あるその人らしい地域社会での生活の継続にとって重要な制度の一つであります成年後見制度の利用を促進するために、本年4月、今おっしゃいましたように、福祉支援課内に京丹波町成年後見支援センターを設置したところでございます。成年後見制度の普及啓発は、京丹波町成年後見支援センターの主要な業務の一つでありまして、広報誌以外では、町のホームページへの掲載、6月には、町内の障害福祉サービス及び介護保険サービスを提供されている事業所の職員と金融機関の職員向けに研修会を実施したということになっております。

また、7月に京丹波町民生児童委員協議会が開催されました福祉教室がございまして、制度の概要などについてお知らせをする機会を設けていただいたところでございます。

さらに、年明けに町民の皆さんを対象に、意思決定支援や権利擁護支援について、身近な問題として考えていただけるセミナーをぜひ実施したいと考えておるところであります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） ただいま関係各事業所さんに対する研修、あるいはまた今後住民向けのセミナーもということでもございましたけども、やはりなかなかこうした制度というのが理解が進みにくい状況の中で、さらに周知対策として、一案でございまして、小さなコミュニティといいますか、例えば、地域で行われるサロン等に実際に町の職員が出向いていて、この制度についての説明とか話合いを行うことも考えられるが、こうした取組についてはされるようなお考えはないかをお伺いしたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 今、ご提案のございましたサロン等に出向いての制度の説明ということでもございますけれども、成年後見制度を必要とする方が適切に制度を利用できるという利用促進におきまして、まずは、制度の存在を知っていただくことが重要であると考

えております。そのような機会としまして、サロン等の場を活用させていただきご提案をいただいた場合には、方法や内容について、サロン等の運営を支援されているスタッフ様と調整をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） それでは、次、3点目でございます。

成年後見支援センターを開設以来、相談のあった件数と、そのうち申立てに至った件数につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 京丹波町成年後見支援センターの相談窓口であります京丹波町社会福祉協議会にも事務局を担っていただいておりますが、同協議会並びに福祉支援課、そして地域包括支援センターにおける、本年4月から7月までの相談人数は14人、また、相談件数は40件ということになっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） 一定このセンターの機能がしっかりと発揮ができかけてるのかなというふうに捉えさせていただきたいと思います。

4点目でございます。

国におきまして、令和4年度から令和8年度の間における成年後見制度の利用促進基本計画が示されておまして、その中で地域連携ネットワークを早期に整備するよう示されておりますが、本町におきます進捗状況につきましてお伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 本年度、本町におけます権利擁護支援に係る地域課題やその解決に向けた協議を行うため、司法、福祉、行政など多様な主体によって構成される京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会を組織し、顔の見える関係づくりと安心して暮らせる地域社会づくりを行うという予定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） 5点目でございます。

本町では、成年後見制度の利用支援事業につきまして実施要綱を定め、町長申立てによる低所得の高齢者に対する申立費用や成年後見人等の報酬助成につきまして定められておりま

す。介護保険法におきます地域支援事業の規定の中では、成年後見制度利用支援事業につきまして、市町村申立てに限らず、本人申立てや親族申立てにつきましても助成が行われることとなっており、近隣自治体におきましては、実際に実施をしている状況がございます。しかしながら、現実的には、その財源確保に非常に苦慮されているということもお聞きをしております。

現在、本町におきましては、町長申立て以外の申立ては助成を受けられない状況にございまして、今後、成年後見制度をより活用しやすくするためには、介護保険法の地域支援事業の規定どおり、本人や親族の申立て等につきましても助成できるようにしていくことが喫緊の課題であり、早急に環境整備を行うべきと考えております。

また、厚生労働省から令和6年度の予算の概算要求額が発表され、人口減に備えて医療介護の強化を中心に、認知症に対する相談支援の推進や治療の研究に加えまして、成年後見制度促進のための予算も盛り込まれていると先日の新聞報道にもあったところでございます。町としても、本人や親族申立ての場合でも助成が受けられるなど、より円滑な運営ができるよう財源確保に向けて、京都府や国に対して強力に要望していくべきと考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 成年後見人等の申立てに必要な経費と成年後見人等に支払う報酬の費用助成である成年後見制度利用支援事業につきましては、制度の利用促進と制度の安定的な運営にとっては大変重要であろうと思っております。市町村によって、助成対象とか助成金額は統一されていないという状況なんです。全国どこに住んでいても制度を必要とする人が適切に制度を利用するためには、助成対象や助成金額の統一が必要だろうと思っております。自治体によって違うというのは、これはやっぱり救済策ではないだろうと思っております。

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画におきましても、成年後見制度利用支援事業におけるこうした課題の解決に向けた検討の必要性について言及をされてございまして、今後の議論を注意深く見守ってまいります。そして、必要な財源が十分に確保されますように、私は機会あるごとに国や府に要望活動を行ってまいりたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） 今おっしゃいましたとおり、やはりこれから超高齢社会を迎えるに当たって、こうした後見制度の需要が非常に増えてくるだろうというふうにも思いますので、ぜひとも引き続き強力な要請を行っていただきたいと思っております。

次の質問にまいりたいと思っております。3項目めでございます。

放課後児童健全育成事業の現況と課題につきまして、これは松本教育長のほうにお伺いしたいと思います。

本年3月議会におきまして、放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブの設置条例が改正をされまして、特に利用の際の保護者負担につきまして、階層を6階層から4階層に見直し、軽減化を行うなどの改善が図られました。その結果、どのような利用状況の変化があったのか。また、今後の課題につきましてお伺いをしたいと思います。

まず1点目でございます。

利用負担金の引下げによります利用状況の変化があったのかお伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 宇野学校教育課長。

○学校教育課長（宇野浩史君） 夏季休業期間中の8月の利用申込者を比較しますと、前年度が138人、本年度が174人と36人の大幅な増加となっております。

議員ご指摘の利用負担金の軽減に加えて、コロナ禍による利用控えが解消されたことも増加の要因ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） ただいま実数をご答弁いただいたわけでございますけれども、前年に比べて36人、夏季の利用人数が増えたと、相当人数が増えておるわけでございますけれども、こうした利用状況に関わりまして、既存の施設に何か問題はないのかお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 宇野学校教育課長。

○学校教育課長（宇野浩史君） 丹波ひかり小学校内に設置しておりますのびのび児童クラブ1組では、利用が大きく増加しましたが、夏季休業期間中のみ既存の施設に加えて、校内にあります地域交流センターも利用いたしまして、2クラス体制で運営をいたしました。

瑞穂地区の2組と和知地区の3組は、共に申込者数の増加はありましたが、利用者数としては施設の収容可能範囲内でありましたので、現行の施設で運営をいたしました。

なお、和知小学校内の3組では、個に応じた支援のため別室での対応も実施をいたしました。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） それぞれ部屋の確保等で対応されたということで、従前の部屋に加えて別な部屋を使ってということございましたけれども、放課後児童の支援員さんにつきまして

て、人力的には十分確保されているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 放課後児童クラブの支援員の確保については、引き続き課題となっております。支援員の勤務時間は、通常、児童が下校します午後3時から午後6時までの3時間と短時間であり、フル勤務を希望される比較的若い方の応募が少なく、支援員の年齢層も高くなりつつあります。こうしたことから、後継者の確保が課題となっております。

また、夏季休業など学校休業期間では、午前8時から午後6時までの長時間勤務となりますので、通常勤務いただいている支援員だけでは対応が難しく、大学生など期間限定で募集し対応しておりますが、なお十分な支援員確保には至っていない状況であります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） ただいま支援員さんの実情につきまして、教育長のほうからご答弁をいただきましたが、やはり子育て支援の充実の観点からも、町独自での人員確保が難しい状況もあるなら、よりきめの細かい支援を行うためにも、人材確保の面におきまして、民間の力を借りるということも一つの案と考えますが、そうした考えはないのかお伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 支援員の人員確保は、本当にご指摘のように難しい状況にあります。今年度、個に応じた支援を要する児童への支援体制を検討する際に、一部、民間の人材活用を試行的に実施をいたしました。支援員確保に向け、今後の参考にしたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） やはり子育て支援の充実という意味でも、今年の夏季の状況、あるいは平月の状況というのが、今後ともそういった状況が続くだろうというふうにも思いますので、ぜひともまたそうした民間の活力も人材確保の面で導入しながらやっていく方向性が望ましいのではないかとこのように思います。

5点目でございますけども、本年3月の第1回定例会におきまして行いました放課後児童クラブのびのび2組、いわゆる瑞穂地区の児童クラブでございますけども、改修計画につきましての一般質問におきまして、宇野課長のほうから、アンケートを実施した結果、現在の施設を利用しての運営希望が半数以上あり、改修による利用が可能か検討しているとのことご答弁がございました。現行施設は、昭和51年、当時瑞穂保育所施設として建設をされたもの

ですが、以来、50年近く経過をしております中で、構造自体の耐震性や屋根からの雨漏り、床の損傷、壁の損傷等も目立っている中で、改修によって活用可能な状況であるかなどにつきましての検討がどのように進んでいるのか。進捗状況につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今議員からございましたように、保護者アンケート、あるいは支援員からの意見聴取を踏まえ、現行施設での改修を希望する意見が多数でありましたので、そうしたことから、現行施設の改修が可能かどうか慎重に検討しております。

現在は、まず耐震診断を実施するというところで、今業者への発注を進めております。耐震診断で、補強の必要がある、そして改修可能ということであれば、耐震化も含め改修計画をまず作成していきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） 分かりました。場所的にもかなり広いところでございますので、本当に児童の皆さんがのびのびと放課後児童クラブの中で運動されておるといふか、時間を過ごされておりますので、今のスペースが非常に保護者の方からも支持を受けてるのかなという感じがあります。ぜひともそうした要望に沿えるような改修ができればなということをお望みしております。

それでは、最後の質問にまいりたいと思います。

4項目めでございます。

より特色ある学校給食の取組につきまして、これにつきましても、松本教育長のほうにお伺いしたいと思います。

同様の質問を本年6月議会でも行いまして、教育長のほうから学校給食の持つ意義につきまして、給食を通して心身の健全な発達や学びの役割について詳しくご答弁をいただいたところでございます。その中で、豊かな食材に恵まれた本町の特性を生かしたメニューづくりに加えまして、友好町にちなんだ給食メニューも検討する考えを示されました。こうした取組を進めるためには、新たな財源確保も必要であるとの観点から、今年度から京都府が新たに創設した子どもの教育のための総合交付金の活用を検討することにつきまして質問したところ、その時点では、本交付金は、学校不適應に対応した本町の実情に即した適應指導教室を含む総合的な取組についての申請を検討しているということですが、特色ある学校給食についても検討するとのご答弁をいただきました。

その後、この質問書を提出後、本議会の初日の令和5年度の一般会計補正予算につきまして、子どもの教育のための総合交付金の交付が決定されたことが判明したところでございますが、改めまして1点目の質問でございます。

京都府の子どもの教育のための総合交付金につきまして、「食の町 京丹波」にふさわしい、より付加価値の高い学校給食への活用をする内容の申請をされたのか、もう一度確認のためお伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今回、京都府が創設いたしました子どもの教育のための総合交付金に、本町は食育推進を目指した「食の町 京丹波（フードバレー）」ならではの学校給食創造事業として申請を行い、食育推進の分野では、京都府全体で5つ申請があったと聞いておりますが、本町は、京都府内で唯一重点支援枠として採択を受けました。

この給食創造事業では、地元食材を積極的に取り入れ、地元の生産者、企業、須知高校、さらには、友好町の双葉町、食に関する専門学科を有する十文字学園と連携し、給食づくり、食の学びを進めていくということにしております。早速8月には、本町の給食関係者10名を双葉町と十文字学園に派遣し、既に研修を進めております。こうした取組によりまして、京丹波町の食材、食文化の豊かさを実感してもらい、郷土への愛着を育む、こうした食育教育を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） ただいま子どもの教育のための総合交付金の活用につきまして、具体的に進めておるということでございました。加えて、双葉町、あるいは十文字学園への職員の派遣というようなことで調査研究も含めて、今後、給食に活用していく、こんなお話でございましたけども、より付加価値の高い学校給食への具体的な取組内容になるかと思いますが、もう一度その内容について詳しくご説明をいただきたい。

それと、先ほどご答弁のありました京都府の子どもの教育のための総合交付金が京丹波町から申請をされた内容が重点支援枠に入っておるということでございますけど、この辺の意味につきましてもお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） まず、今回の総合交付金、京都府は2つの枠組みで申請を受け付けるというので、1つは市町村支援枠、それぞれの市町が自分のところの自らの教育課題に取り組む、それに対する支援枠ということですが、もう一方は、京都府全体から見て先駆的な取

組、あるいは、今後、京都府のいわゆる教育政策として取り組むことが可能と考えられるもの、これを重点枠ということでありました。本町は、この給食創造事業を市町村支援枠で申請したわけではありますが、府のほうから重点枠として取り扱いたいというふうな話を受けました。

そして、具体的な取組内容であります。まずは、食材の宝庫であります京丹波町産の野菜、肉類、さらには丹波くりなど特産品、また、オーガニック野菜なども取り入れ、地元食材100%の味夢くんランチのさらなる充実に取り組んでいきたいと思っています。

次に、学びにつながる給食として、須知高校、地元企業とも連携し、フードバレー構想を視野に入れた特色ある給食づくりを進めるとともに、総合的な学習や教科学習と結びつけた食育、食の学びを進めていきたいと思っています。

さらに、友好町双葉町などとの食の交流を通し、双葉町の郷土食の給食への導入も進めていきたいと考えております。

また、食の専門学科を有する十文字学園女子大学との相互友好協力協定を活用し、大学の専門家、あるいは大学生のアイデアを生かした京丹波町の食材を生かした給食メニューの開発にも、もう既に取り組んでおります。10月の給食提供に向け、現在準備を進めております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○9番（西山芳明君） ただいま特色ある給食の提供についてのご答弁をいただきました。さらに、交付金の申請につきまして、京都府のほうから重点支援枠というようなことで、京丹波町から申請をされた内容が極めて京都府でも高く評価をされて、他の模範になるんだろうと、こんなイメージで今の答弁をお伺いしておったところでございます。

こうした一連の学校給食の取組というのは、食を通じた教育にとどまらずに、友好町である双葉町や、あるいは十文字学園等の食を通じた友好を深めること。さらには、京丹波町の子どもたちが郷土愛をより深める。そういう意味でも非常にいい取組であろうということを高く評価いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（梅原好範君） 西山議員、質問の中で大項目2、小項目6の項目が欠落していたように思います。まだ時間を残しておりますので、再度その項目へ戻って質問されても結構ですが、どうされますか。

西山君。

○9番（西山芳明君） 成年後見人の件でございますけど、成年後見人の担い手育成のため、



市民後見人育成に取り組んでいる自治体もあると聞きますが、本町でも取組を検討する考えはないかお伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 親族以外の第三者が成年後見人となる割合が増加いたしております。弁護士、あるいは司法書士、社会福祉士といった専門職の担い手が当町では非常に少ない。大都市にはあるんですが、人材構成が偏在しているわけがございます。また、絶対数が不足をしております。そうした課題に対して、専門職以外の第三者である市民後見人に期待されるところは非常に大きいものがあるのではないかと考えております。

しかし、実際に市民後見人の養成を受けた方が、成年後見人などに選任されることは少ないとお聞きいたしております。市民後見人の養成を行う市町村の負担が大きいという課題もあろうかと思っております。

養成を受けた方が、市民後見人として活躍しやすい制度運用上の必要な見直しを期待するところでございます。今後、成年後見制度のみならず、意思決定支援や権利擁護支援に関心を持ち、人の役に立ちたいと考えておられる方に、地域社会でどのような役割を担っていただくかを具体的に示していく必要があるのではないかと考えております。

現在、国、都道府県におきましても、こうした課題に関する検討が進められているように聞いておるところでございますが、南丹圏域の2市1町でも成年後見制度等権利擁護に関する事務担当者の情報交換、また、意見交換の会議を継続的に行っておりまして、担い手の課題についても広域的な検討を進めているという現状でございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） これで、西山芳明君の一般質問を終わります。

次に、伊藤康二君の発言を許可します。

2番、伊藤康二君。

○2番（伊藤康二君） 議席番号2番、伊藤康二でございます。

議長の許可が出ましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

質問事項は3つあります。1つ目には、人事院勧告について。2番目、熱中症対策について。それから3番目に、高齢者の食料品調達についてでございます。

まず、1番目ですけれども、人事院は8月7日、本年度の国家公務員給与について、月給を平均で0.96%（3,869円）増、ボーナス（期末・勤勉手当）0.10か月引き上げて年4.50か月とするよう国会と内閣に勧告をいたしました。人材確保の観点から、初任給は大幅増。1990年度以来、33年ぶりに大卒、高卒ともに1万円を超える上げ幅とし

ます。柔軟な働き方を後押しするため、勤務日に長目に働いた分、土日以外に週1日休日を増やす選択的週休3日の充実も求めています。

(1)の質問でございます。

今年度、春闘においても、要求した金額での決着を見えています。このような現状を鑑み、本町の人事院勧告に対する見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 初任給の引上げ、若年層が在職する号俸に重点を置いた給与の改定やフレックスタイム制の見直しなど、公務においての人材確保、多様な働き方の実現を目指した内容と私は認識をいたしておるところでございます。

本町におきましては、従来から、人事院勧告によって決定される国家公務員の給与に準ずる改定をいたしておりまして、今後におきましても国の動向を注意深く見てまいって、そしてその上で検討していきたいと考えております。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） それでは、(2)選択的週休3日についての見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 職員のワークライフバランスを推進させることは重要であろうと捉えておるところでございますけれども、選択的週休3日制の導入につきましては、住民が多く訪れる窓口業務の体制整備など、課題や整理すべき事項もたくさんあるのではないかと考えております。したがって、国の状況を見ながら研究はしてまいります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） それでは、次の熱中症対策についてでございます。

近年、異常気象が続き、豪雨等の自然災害が発生し、気温35度以上が長期化しています。身体的弱者が熱中症になるニュースもよく耳にします。

(1)高齢者の熱中症を防ぐ対策として、エアコンの設置費用及び電気代への補助が必要ではないかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 今年の夏も本当に災害級と言われるほどの暑い日が続く、熱中症が非常に心配されたところでございます。そういう熱中症の予防におきまして、エアコンの適切な利用というのは非常に重要であろうと思っております。高齢者の熱中症予防対策として、設置費用の補助の実施は現時点では考えておりません。

また、電気代への補助につきましては、政府によるエネルギー価格の負担軽減策の実施、住民税非課税世帯に対する給付金の支給など、他の施策との整合を図りながら、今後の電気代の推移、あるいは広域的な施策の実施状況を注視いたしまして、適切に対応していきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） それでは、（2）本町には介護予防安心住まい推進事業費補助金交付制度があります。電気代の高騰もある中、この制度に組み込めないか伺います。

○議長（梅原好範君） 木南健康福祉部長。

○健康福祉部長（木南哲也君） 本事業につきましては、住み慣れた住宅で安心して自立した生活ができるよう、要介護状態となるおそれのある高齢者の生活機能の維持向上及び転倒事故防止のため、住宅改修を行う方に対し補助金を交付しているところであります。

補助対象となる住宅改修の種類は、介護保険法に規定される住宅の改修工事内容と同等のものとしているところであり、制度の趣旨からも、エアコンの設置については対象にならないということで、この事業において行う考えはございません。

以上です。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） それは残念なことですが、（3）にまいります。

現在、猛暑日が増加している中で、町民の熱中症対策はどのように進められているのか伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 西野健康推進課長。

○健康推進課長（西野菜保子君） 熱中症対策につきましては、かねてより広報やふれあいサロン等で熱中症予防啓発や民生児童委員による高齢者等への声かけ等の取組、また子どもたちへの対策は、認定こども園、小中学校等での予防施策を行うなど、それぞれの関係課において取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） それでは、（4）高齢者や子ども、肥満者など熱中症にかかりやすいとされている人たちを対象にした熱中症予防策はどのように進められているのか伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 西野健康推進課長。

○健康推進課長（西野菜保子君） 熱中症による死亡者の多くが高齢者である大きな要因は、

暑さや喉の渇きを感じにくい上に、汗をかきにくく、体温を下げる体の反応が弱くなることから、自覚がないまま熱中症にかかる危険性が高いことです。

また、子どもなどには大人に比べ暑さに弱いため、小まめな水分や塩分の補給が必要となります。熱中症弱者につきましても、それぞれの特徴や生活環境に応じた対策が必要ですが、家族や周囲の人々の見守りや声かけなど共助や公助が大事であると考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） それでは、（5）小中学校、高校で運動競技を行う場合には、熱中症予防に十分な対策が必要であると思います。どのような対策が取られているかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 小中学校の運動競技における熱中症対策としては、まず、児童生徒の日々の健康観察をしっかりとすること。水分補給を適切に行うこと。空調設備やミストシャワーなどの活用をすること。暑さ指数が警戒となる25を超えた段階で、運動を中断し水分補給や休憩をとること。屋外のグラウンドではテント等による日陰の確保、体育館では大型扇風機などの設置を行っております。

特に、2学期当初、夏季休業明け、体が暑さに慣れないこの時期、熱中症対策に万全を期するよう指示をしております。

高校でも、おおむね同様の対応がなされていると聞いております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） 少し関連質問になるかと思いますが、土日、中学校の校庭でリトルリーグ、それから野球、サッカーが行われております。私も蒲生野中学校の前を通りますので見ているんですが、指導者への熱中症対策に対する講習とございますか、そういうことはされているのかどうか、質問をさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 教育委員会としては、社会教育のスポーツに関しては直接的に講習会等は実施をしておりますが、スポーツ協会等を通じて啓発を行っている、という段階であります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） 前を通るんですけども、テントは設置してあるんですが、子どもというのは指導者の言うことを聞くので、なかなか中へ入れない。そういうときにやっぱり指導者がもうちょっと優しく、蒲生中のほうから西向きにテントがあって、こっちの国道から私は見ておるんですが、テントの中は西日とかであれぐらいの小さいテントでは陰には多分なっていないと思うんですね。だからその辺のことを心遣いを指導者の方にも徹底をしていただくように、また教育長のほうからお願いができればしてもらえたらと思います。

次、6番目に入ります。

（6）緊急時には早期の対応が求められるが、本町においては熱中症患者を受け入れる体制は整っているのかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 豊島医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） 京丹波町病院は救急告示病院としまして京都府から認定されております。土日祝日、夜間時間外につきましても病院は医師が1名勤務しておりまして、緊急時には診察できる体制を整えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） 私も8月5日に高熱が出まして、瑞穂病院に電話をしました。そして、明日の8時半に来てくれへんかということで、今話がありましたような医師が常駐しているとかそういうことは一切なしで、次の日の8時半まで待てということの指示だったと思います。その辺についてお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 豊島医療政策課長。

○医療政策課長（豊嶋浩史君） 高熱というお話であったと思います。発熱外来に関しましてのお話かというふうには思うんですけども、それは平日の8時半に受付をしてくださというお話で多分電話があったのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） 瑞穂病院と言いましたが、京丹波町病院の間違いです。訂正をよろしくお伺いいたします。

それでは、（7）でございます。

熱中症対策について情報提供は十分であると言えるのか。必要な情報を提供するための施策はあるのかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 西野健康推進課長。

○健康推進課長（西野菜保子君） ケーブルテレビの自主放送や文字放送などで熱中症に関する注意喚起を行っておるところです。テレビのニュースなどでも画面表示を常にされるなど、日々何かしら目にしたり耳にされたりしていることがあるかと存じます。

冷房の使用、水分補給、十分な睡眠と休養など日常生活の中での熱中症予防策について、広報はもとより家族や周囲からの声かけの効果が大きいかと存じます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） それでは、3項目めにまいります。

最近、食料品の移動販売車の廃業が目立っております。車を持たない高齢者、それから免許証を自主返納された高齢者、ひとり暮らしの高齢者にとって移動販売の巡回は楽しみであり、自分の目で見て、買って、料理をすることは、生きていく上でのよりどころになっています。自由に活動しにくくなった高齢者の場合、尊厳が損なわれることにもつながりかねません。

そこで、（1）このような環境になっていることについて、町の見解をお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 高齢者の施設入所とか人口減少などが移動販売の運営にも影響があるのではないだろうかなどは思います。高齢者にとりまして、身近な場所で買物ができる移動販売というのは、日常生活を営むための手段ということだけではなく、閉じこもり予防とか、あるいはいろんな方との交流の機会にもつながっているわけでありまして。それが生きがいつくりや社会参加の促進といった介護予防の面からも、重要な役割があると思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） （2）ですけれども、そうした中で、フレッシュさとうによる巡回スーパー「フレッシュ・ゴー！」というのが行われております。大体、福知山、綾部、それから京丹波町の和知地区の一部、そういう巡回をしてもらっている他地域、広瀬、広野、安栖里、もうちょっとあるんですが、その辺でやっておられます。

そこで、（2）のそういう解決策は模索したことがあるのかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 木南健康福祉部長。

○健康福祉部長（木南哲也君） 高齢者の買物を支援するため、京丹波町社会福祉協議会に設

置を委託しております生活支援コーディネーターから、高齢者宅やサロンにおいて、移動販売の利用の要望を聞き取って、事業者に対し情報提供を行い、複数の地域へ移動販売車に来ていただけるよう働きかけを行った経過がございます。

また、和知地区で実施しています介護予防事業の場においても、同地区の商店が加盟され取り組まれている移動販売事業「わちスマイル便」に来ていただけるよう働きかけを行うなど、高齢者の皆さんの買物の機会の創出に努めているところでございます。

さらに、丹波・瑞穂地区における買物支援バス運行事業につきましても、各地域から丹波マーケスへの輸送手段を確保し、買物弱者を支援することとしているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） （3）方法としてはという答弁になろうかと思うんですけども、移動して販売をしてもらうか、売ってるところへ移動するか、2つの選択と思います。その選択が考えられているかという今答弁であったと思うんですが、もう一度その点についての見解をお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 木南健康福祉部長。

○健康福祉部長（木南哲也君） 本町では、従来から宅配サービスを利用されている世帯も多くありまして、最近では、近隣市のスーパーによる移動販売者が地域を細やかに周回され、高齢者の買物支援に寄与いただいているところでございます。

高齢者の買物の機会を確保するためには、様々な民間のサービスを活用いただくことも有用であると考えております。

また、先ほどの答弁のとおりでございますが、地域ごとの実情に即した取組として、商品の販売を実施する施設への人員輸送サービスや、商品を地域へ移動して販売する取組として、京丹波町買物支援事業に取り組んでいるというところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） それでは、最後の（4）でございます。

本町には地域商社が観光協会の中にあります。食品を扱っています。最近、広い施設に引っ越しをされ、運搬車等もあることから、地域商社の事業拡大、高齢者のための対策として、地域商社が食料品の移動販売を行うことを提案しますが、見解をお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 片山商工観光課長。

○商工観光課長（片山 健君） 今議員おっしゃいますのは、地域商社が現在行っております

集荷の車両、その辺のイメージをされていると思うんですが、京丹波町観光協会の中にあります地域商社事業部といいますのは、令和元年度に実は発足をしております、地域の農業者ですとか事業者などの販路開拓とか事業成長をサポートする。また、ふるさと納税を活用した地場産品の商品化及びブランディングを積極的に推進をしながら、食や農の基幹産業の活性化と新たな雇用創出を大目標として取り組んでいるものでございます。

また、現在、その取組は、さらなる事業拡大と経営強化に向けた過程の途上にあるという状況でございます。

そういったことから、現在のところ、京丹波町観光協会の地域商社事業部に新たな移動販売事業を委託するということは考えておりません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 伊藤君。

○2番（伊藤康二君） 移動販売は、商社の方、少ない人数でやれるということはないんですが、将来的に野菜とかも扱っておられ、配達の手も入手できる立場にあるかと思います。その点でまたお考えをいただきまして、今回この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梅原好範君） これで、伊藤康二君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、これより暫時休憩に入ります。再開は14時30分とします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時30分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、松村英樹君の発言を許可します。

11番、松村英樹君。

○11番（松村英樹君） 議席番号11番、公明党の松村英樹です。

ただいま議長の許可を得ましたので、令和5年第3回定例会におきまして、通告書に従い一般質問を行います。

質問事項につきましては、1、京丹波あんしんアプリについて、2、アピアランスサポート支援について、3、高齢者運転免許証自主返納等支援事業の拡充を、4、慰霊塔の維持管理について、5、消防団員の活動支援を、以上5項目について質問いたします。

まず初めに、1点目に、京丹波あんしんアプリについて質問いたします。

第2次総合計画の推進に向け、3つの主要プロジェクトが策定されました。健やかで幸せな食の町プロジェクト、教育と子育ての子宝プロジェクト、ふれあいを感じる温もりプロジ



ェクトとあります。この中で、ふれあいを感じる温もりプロジェクトの情報発信するつながりづくりの取組として、京丹波あんしんアプリを活用し広報や情報提供を拡充し、事業の見える化を進めていく必要があります。

(1) 住民の皆さんに健やかで幸せな生活を送っていただくことを目的に、歩いて、参加して、ポイントをためて健幸になろう！とウェルネス京丹波ポイント事業が展開されています。スマートフォンに専用のアプリをダウンロードすれば毎日の歩数や、町が主催する事業への参加状況に応じてポイントが貯まり、景品に応募することができます。いつでもどこでも気軽に取り組んでいただけるため、スマートフォンをお持ちの方にはとても好評となっております。

その一方で、スマートフォンをお持ちでない方は、この事業に参加できないので何とかしてほしいとの苦情を聞いてます。スマートフォンをお持ちでなく、ウェルネス京丹波ポイント事業に参加を希望される方に対し、町としてどのように考えておられるのか見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 京丹波町の町民の皆さん方が健康に過ごしていただくためには、歩くということが非常に基本的な、まず第一の対策だろうと思っております。歩くことは非常に大事だろうという中でこの事業を始めたわけでございます。町民の皆さん方がウォーキングの健康づくりに継続して取り組んでいただくように、スマートフォンアプリを活用した町独自の事業として実施をいたしておるところでございます。

特に、若い年代からの運動習慣が不足していることが課題でありました。したがって、活用しやすい、若い人になじみのあるスマートフォンアプリを用いた方法で開始したわけであります。

このため、この事業に参加するためには、スポーツタウンWALKERアプリが使用できるということが一つの条件となっております。しかし、こういう難しい機器がなかったら参加できないのかというお声も確かにあろうかと存じます。

この事業によるどのような効果があるのかを検証しながら、スマートフォンをお持ちでない方も事業参加できるかどうか、今後の事業展開についてぜひ検討を加えていきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） 次、2点目の質問に入ります。

次に、スマートフォンをお持ちでなく、ウェルネス京丹波ポイント事業に参加を希望され

る方に、万歩計などを配布して歩数を計測し、その歩数に応じてポイントを貯め、ウェルネス京丹波ポイント事業に参加できる支援をする考えはないかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 万歩計などを利用しての事業参加が可能であるかどうかということでございますが、万歩計などを活用することによるデータ収集方法の検討がこれから非常に重要だろうと思っております。今後、調査研究をしていきたいということでございます。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） 今、町長の答弁で、今後、検討をしていただくということで答弁いただきました。私の地域の大朴区にもたくさんの方がウォーキングで朝早くから歩かれております。その中で、スマートフォンを持っていない高齢者がおられまして、ちょっとお声が出ましたので、今回質問に入れさせていただきました。また、今後検討をしてほしいと思います。

次に、（3）令和5年度京丹波町町政懇談会が、元気、笑顔、希望のあふれる京丹波町のまちづくりについて、6月28日から8月1日まで町内12会場で開催されました。参加された住民の方から、リアルに直面で開催され、町の情勢について分かりやすく説明され、また質問にも丁寧に答弁され、大変よかったと喜ばれていました。その際に、災害時等に警告音を発信し、災害が発生したことを知らせしてほしいとの声が多数あったと聞いております。災害が発生した際には、何よりも大切な命を守ることが最優先されるべきであり、いち早く避難することが大切です。

6月の定例会におきましても一般質問させていただき、京丹波あんしんアプリで災害時に警告音を発信するよう要望しましたが、警告音に対して不快に思ったり、不安を感じられる人があるため、発信できないとの答弁がありました。

しかし、多数の住民の皆さんのニーズに応えるため、災害時において大切な命を守り、いち早く情報を届けるため、再度多くの住民の方が希望される京丹波あんしんアプリを活用し、警告音を使った発信をするべきと考えますが、町としての見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 松山総務部長。

○総務部長（松山征義君） サイレン音による警告告知に関しましては、災害時において緊急避難等が必要なときのみを使用することで、町民の皆様には非常事態であることをいち早く伝え、注意喚起や緊急対応を促せるよう限定した運用を現在行っております。

そのため、現状におきましては、警戒レベル4の避難指示の発令の段階でサイレン音による警告告知を行うものとしておりまして、前段のことから、今後も継続した対応を考えてい

るところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） 次、2点目の質問に入ります。

2点目に、アピアランスサポート支援について質問をいたします。

現在、日本人男性の2人に1人、また女性の3人に1人ががんになると言われております。

アピアランスサポート支援とは、がんにより頭髪の脱毛などで外見の変化による心理的な負担を抱えている人が、前向きに治療に取り組み、就労や社会参加を促進し、療養生活の質の維持向上を図るため、医療用ウィッグ（かつら）や補正具などの購入費用の一部を助成する支援のことであります。

本町においても、がんの治療を受け、心理的な負担を抱えながらも、前向きに治療に取り組んでおられる方が多数おられます。

近畿地方では、このアピアランス事業を実施している自治体が多くありますが、京都府下では、現在、アピアランスサポート事業を実施している自治体がないため、本町で京都府下で初めての支援として、ぜひとも積極的に取り組んでいただきたいと考えます。

そこで、がんの治療を受けておられる方が、がん治療による外見、アピアランス変化に対する不安の軽減や、療養生活をよりよく自分らしく日常生活を送れるように、本町において医療用ウィッグ（かつら）や補正具などの購入費用の一部を助成するアピアランスサポート支援をする考えはないかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 西野健康推進課長。

○健康推進課長（西野菜保子君） がん治療を受けながら仕事や家事を行う人も増えている中、外見が変わることで、人に会うことが苦痛に思えるなど社会生活が困難となる場合が少なくないため、自分らしく生きられるよう外見とともに気持ちをサポートするケアや支援について、療養生活の質の向上を図る上でも必要だと感じております。しかしながら、がん治療に伴います医療用ウィッグや補正具の購入経費の助成については、現在実施する予定はございません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） 私の知り合いの方でも何名かがんの療養生活をしておられる方があります。その中で、今後また検討していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

3点目の質問であります。

3点目に、高齢者運転免許証自主返納等支援事業の拡充について、質問いたします。

加齢に伴う身体機能の低下などにより、自転車やバイクの運転に不安を感じたり、運転する機会が少なくなった65歳以上の高齢者の方に、運転免許証の自主返納を促進し、高齢者による交通事故の抑止と公共交通機関の利用促進を図ることを目的に、本町において高齢者運転免許証自主返納等支援事業があります。現在、運転免許証を自主返納された65歳以上の高齢者の方が申請された場合、路線バス利用券1万円分の交付、あるいは交通系ICカード1万円分のどちらかを1人1回だけ受け取ることができます。

(1) 運転免許証を自主返納された65歳以上の高齢者の方は何人おられるのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 高齢者の免許証自主返納の状況につきましては、正確な数値は把握をしておりませんが、町が行っている高齢者の免許証自主返納支援事業の状況につきましては、平成29年度から実施をいたしまして、令和5年8月末現在で391件の申請を受け付けております。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） 次の質問をいたします。

1人1回だけの支援では十分ではなく、継続して支援をしていく必要があります。そこで、運転免許証を自主返納された65歳以上の方が安心して暮らせるように、毎年1万円分の交通系ICカード、または路線バスの利用券、あるいは町営バスの乗り放題パスを支給するなど、高齢者運転免許証自主返納等支援事業を拡充する考えはないかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 高齢者の運転免許証自主返納支援事業につきましては、返納を行ったことへの支援として行っているもので、これとは別に、高齢者への町営バス利用支援としましては、65歳以上の方を対象に半額乗車券の発行を実施しております。

半額乗車券を利用することによりまして、1回の乗車が100円でできまして、利用しやすい環境にあることから、毎年の支給などの拡充を行う考えはございません。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） 次の質問をいたします。

次に、2023年4月から自転車を利用する全ての人にヘルメットの着用が努力義務化されました。そこで、運転免許証を自主返納され、自転車を利用される65歳以上の高齢者の方に自転車用ヘルメットの購入費用を町独自として助成する考えはないかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 松山総務部長。

○総務部長（松山征義君） 自転車用ヘルメットの着用につきましては、交通事故時における被害低減が目的であり、努力義務化された経過からしても必要性は一定理解はできますが、何よりも事故を起こさないための取組が重要であると認識をしております。

関係機関と連携した交通安全活動に取り組むことといたしまして、65歳以上の高齢者に対する安全確保を最優先とした上で、現時点で自転車利用促進につながるヘルメット購入費用助成についての考えはございません。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） それでは、4点目の質問に入ります。

4点目に、慰霊塔の維持管理について、質問をいたします。

本町には、戦争などで亡くなられた方を弔うために建立された慰霊塔が各地域にあります。戦後77年を迎え、遺族会の方の高齢化などで維持管理する方が少なくなり、担い手が減少していることが問題視をされています。現代において、戦争や亡くなられた方を忘れることなく、後世に伝えていくためにも必要であり、遺族会の会員の方が地域で交代しながら清掃などの維持管理をされています。

現在、京丹波町の遺族会の会員数は何人おられるのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 現在、京丹波町には3つの遺族会がございまして、令和5年3月末時点のそれぞれの会員数は、丹波遺族会が137人、瑞穂遺族会が186人、和知遺族会が120人で、合計443人となっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） 次の質問に入ります。

本町におきましても、遺族会の方が高齢化のため、遺族会を退会される方も多く、維持管理していくのが厳しい状況であると聞いております。地域の方だけに任せるのではなく、町としての支援が必要と考えます。今後、町としてどのように維持管理を考えているのか見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 岡本福祉支援課長。

○福祉支援課長（岡本明美君） 今、議員もおっしゃったように、遺族会の高齢化は全国的に進んでおりまして、本町も同様の状況であると認識をしております。

慰霊塔の維持管理も含めた遺族会の今後につきましては、遺族会が主体となって方向性を見出される中で、町としても支援の在り方を検討する必要があると考えております。

また、その支援につきましては、本町には3つの遺族会がございますので、バランスの取れた支援を行っていく必要があると認識をしております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） 最後に、5点目の質問に入ります。

5点目に、消防団員の活動支援をについて、質問をいたします。

近年、気候変動の影響から、全国で大規模水害が頻繁に発生しております。最高気温35度以上の猛暑日が続く中、地域の住民の皆さんを守るために、日々の訓練や災害、火災の発生時などに活動してくださる消防団員の皆さんにとって暑さ対策は重要な課題となっております。

愛知県名古屋市では、名古屋市消防局消防団の充実強化の一環で、暑さ対策装備の取組として送風ファン付きの空調ベストや冷却ベスト、送風機能のあるファン付きヘルメットの着用を導入されています。

今年5月から10月31日までの期間、各消防団の判断に応じ、送風ファン付きの空調ベストや冷却ベスト、ヘルメットファンなどの装備を消防団運営負担金等を利用し、段階的に活用し使用することが可能になりました。

資料にもありますように、ファン付きの空調ベストとか冷却ベスト、ヘルメットのファン付きがあります。これは名古屋の市議員さんからこういう資料を頂きました。こういうのを参考にさせていただいたらよいんですけども、本町において、7月9日の京丹波町総合防災訓練や、8月15日に大雨洪水警報が発生され、避難所が開設されたため消防団員の方が出動し、暑い中活動していただきました。

そこで、本町においても、消防団の充実強化の一環で、訓練時における消防団員の暑さ対策装備の取組として、希望される消防団に送風ファン付き空調ベストや冷却ベスト、ヘルメットファンの着用を導入する考えはないか伺います。予算としては、総務省消防庁の消防団の力向上モデル事業などを活用してはどうか伺います。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 消防団が取り組む訓練に関しましては、火災や災害現場などにおける、いわゆる緊急対応を想定して行っております。実際の火災現場等で暑さ対策とか装備品を用いることを今のところ想定をしておりません。それから、消防団の装備の基準に関す

る告示というものがございしますが、ここに該当しないと考えておりますので、現時点で消防団員の活動支援として導入する考えはございません。

○議長（梅原好範君） 松村君。

○11番（松村英樹君） 先ほど言いましたファン付きの送風空調ベストとか冷却ベスト、ヘルメットのファンにつきましては、災害時には煙を吸ったりしますので利用できないように聞いております。防火活動で京丹波町を回っていただいたり、消防活動の訓練とかにはご利用できると聞いております。そんな関係で、実際の火災には煙を吸ったりするので利用できないと聞いておりますけども、そういう訓練時には使えるとお聞きしましたので、また今後暑さ対策にも便利かと思っておりますので、検討していきたいと思っております。

次、最後の質問です。

次に、火災発生時におきまして、消防団員が出動する際に発生場所を詳しく確認するために、携帯電話でグーグルを開くと火災発生場所と消火栓を特定して画面に表示されるように聞いております。しかし、火災現場に急行する消防団員にとって、発生場所と消火栓を確認するのに携帯電話の画面では小さ過ぎて見にくいいため、i P a dを貸与してほしいとの要望があります。そこで、画面が大きいi P a dを貸与する考えはないかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 火災の発生場所に関しましては、消防団員用のメールでありますとかあんしんアプリでお知らせをしております、公式な情報としてグーグルによる火災発生場所の特定は把握をしております。

また、火災現場において重要となりますのは、規律と命令系統でございまして、団員個々が消火栓を基準に動くのではなくて、幹部の指示の下に活動に従事できるように連携強化に努めたく存じます。先ほどございましたような各部で作成しているような消火栓マップとかもございしますので、そういったものを活用するという事でi P a dの貸与については考えてはおりません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 松村君

○11番（松村英樹君） 以上でございますけれども、ぜひとも住民の皆さんの声を形に実現できますよう前向きな検討をお願いしまして、以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（梅原好範君） これで、松村英樹君の一般質問を終わります。

次に、居谷知範君の発言を許可します。

3番、居谷知範君。

○3番（居谷知範君）　ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告書に従いまして、議席番号3番、居谷知範の一般質問を行います。

本日の最後ということで、お疲れもピークかなと思いますが、最後までどうぞよろしくお願ひいたします。

今回の一般質問では、まず最初に、町防災訓練における問題・課題について、次に子育てと教育環境について、最後に多様性社会における性的少数者への現状認識と取組・課題についての3項目におきまして、質問を行わせていただきます。

質問事項1、防災訓練における問題・課題についてです。

先月8月15日、お盆の真ただ中でしたが、台風7号が近畿地方を縦断しました。予想される進路を見ておりますと、これは最大級に警戒が必要な台風であると戦々恐々としておったわけですが、幸いにも本町には大きな被害などはなく、この点につきましては安堵したところではあります。一方では、福知山市大江町や綾部市、舞鶴市など、近隣市におきまして土砂崩れや浸水害など大きな被害が発生しました。こういった災害は決して人ごとではないなということを改めて痛感いたしましたし、日頃からの訓練の重要さも実感したところでもあります。

本町では、去る7月9日に実施されました京丹波町防災訓練では、早朝より大規模地震を想定した住民避難訓練、消防団分団放水訓練、訓練協力機関と連携した総合防災訓練が坂原の双生公園において実施され、私自身も一消防団員として参加をいたしました。こういった大規模かつ総合的な訓練は初めてであり、大変画期的なものであったと評価するものですが、一方で、今回の訓練を通じて浮き彫りとなりました問題や課題といったものが見えてきたようにも思います。この訓練を通じましての町としての評価、そして訓練を通じての表面化してきた問題や課題はなかったかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君）　畠中町長。

○町長（畠中源一君）　総合防災訓練でございます。京丹波町消防団が取り組まれた、初めてですか、大規模な訓練でございました。消防団の呼びかけがあって、各区や、あるいは関係機関、また関係団体など、たくさんの方が参加され、本当に真剣に訓練をされたこと、私もずっと見させていただいて感動を覚えたものでございます。そして、また、多くの地域住民の皆様方が自主的に参加をされました。このことは、自らの町は自ら守るんだという郷土愛護の精神に基づくものでありまして、自発的な訓練参加は非常時への備えとして大変重要であると思っております。今回の訓練による成果として大きく評価をさせていただいております。



訓練における問題や課題につきましては、主催をされた消防団において詳しく把握、分析、検証されるものと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 次に、2番ですが、今回の訓練では大規模地震を想定した住民避難訓練が行われましたが、訓練の参加者数につきましては、区や自治会の間で大きな差があったと聞いております。私の地元でも井尻区では10名に満たない参加者であったのですが、八田区のほうでは40名近い参加があったとの報告を受けました。同じようなことがほかの区や自治会でも起こっていたのではないかと思います。実際の訓練への参加者数とその分析をどのようにされたのかお伺いいたします。

また、私自身は、自主防災組織があるかないかでこのような住民意識の高低差が生まれたのではなかろうかと考えております。令和5年第1回定例会での私の一般質問でも取り上げさせていただきましたが、いま一度、自主防災組織のさらなる立ち上げを推進し、その組織が実働的に機能するよう行政としても支援しつつ、住民意識の向上を図り、同様の訓練が行われた際には参加者の増加を目指していくべきではないかと思いますが、町としての見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 訓練の参加者は全体で868名でございました。4月に開催されました年度当初の地区区長会においても日程などを説明をさせていただいて、6月には各区長さん方への事前案内と、行政文書配送で各戸宛てにチラシを配布いたしました。そういうことで多くの地域住民の皆様に参加いただけたものと理解をしておりますが、ご指摘のとおり、地域によってばらつきがあったのかなという感じはいたしております。

自主防災組織の設立に関しましては、区を中心に有用性を説明する中で、組織化に向けた支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 続きまして、(3)ですが、今回の住民避難訓練では、京丹波あんしんアプリを用いて訓練の開始を合図するアラームが発出をされましたが、アプリをダウンロードしていても、アラームの音が鳴らなかったというような事象が頻発したと聞いております。実際、私もアラームの発出時に、私を含めたほかの消防団員4人で行動していましたが、全員アプリはダウンロードしていたにもかかわらず、アラームが鳴ったのは1人

だけでした。もちろん私のスマホも鳴ることはありませんでした。この事象につきまして、現時点で考え得る原因と、このことについての今後の対策は何かあるのかお伺いをさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 松山総務部長。

○総務部長（松山征義君） 住民避難訓練で避難情報を配信した際に、京丹波あんしんアプリのアラームが鳴らなかった事象につきましては、特に考えられますのがスマートフォンの設定か京丹波あんしんアプリの通知設定のいずれか、また両方がオフの状態になっている場合に生じたことが一つ考えられます。

また、京丹波あんしんアプリの操作方法につきましては、啓発活動に引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 続きまして、（4）になりますが、町民の方では相当数の方が京丹波あんしんアプリをダウンロードされているのかなというふうに思いますが、当然ながらアプリや情報、避難情報など緊急性の高い情報から日常生活に直結する情報、また不謹慎ではありますが、皆様が気にもされているであろうお悔やみ情報まで、多種多様な情報が発出されております。アプリの導入時には役場職員の方々が各地域を回られ、町民の皆様に丁寧な説明もされたと思うのですが、それから時も大分たっております。スマホを持ち、アプリもダウンロードされていますが、昨今の振り込め詐欺の多さなどでネットにつなぐことすらためらいのある、特に高齢者はいらっしゃるのではないかと思いますし、また設定などのメンテナンスや疑問点の解決のために確認したいこと、そして使い方を忘れてしまったというような方もいらっしゃるのではないかと思います。そういった方々に向けたアプリに関する説明会的な催しを開催してはどうかと考えます。先ほど松山部長の答弁にもございました通知が鳴らなかった理由、スマホの設定とか通知設定がオフになっているのではないか。こういったところもやはりオフになってたからこういう通知が届かなかった、分からなかったというのは非常にまずいことだと思いますので、そのあたりに関しましても、相談会的な催しを開催してはどうかというふうに考えます。この点につきまして町としての考えをご答弁いただきたい。

あと、もう一点、私は、令和4年第1回定例会で自主放送番組でのdボタンによるデータ放送に関しまして、次のような質問をさせていただき、答弁をいただきました。

テレビでの情報提供はスマホやタブレットに比べ身近であり、操作の簡易性や安心感とい

った点において心理的なハードルが低いのではないか。このハードルの低さを活用して習熟度を高め、誰もが気軽に利用できるようにするために、実際の利用方法について各区での講習会的なものを開催してはどうかと提案をさせていただきました。そのときにいただきました答弁は、講習会を開催することは考えていないが、担当課に問い合わせをいただければ、電話や訪問などにより丁寧に説明をさせていただきますとのことでした。dボタンによるデータ放送導入から約1年8か月ほどが経過したかと思うのですが、町民の皆様のお声を聞かせていただく限り、肌感覚で申し訳ないのですが、実際の使用頻度が低いというふうに感じるのです。あわせて、この点につきましても説明会を開催すべきではないかと思うのですが、町としての見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 堀企画情報課長。

○企画情報課長（堀 友輔君） 広報でもお知らせをさせていただきましたけども、今年度、スマートフォン体験型講習会を9月から翌年の1月にかけて計画をしております。

講習会は外部から講師をお招きし実施するもので、スマートフォンの操作に不安をお持ちの方などを対象としておりまして、京丹波あんしんアプリの操作についても対応していきたいというふうに考えております。

また、既に自主放送番組の民生児童委員紹介コーナーでも、京丹波あんしんアプリの便利な使い方や、11チャンネルにおけるデータ放送の受信方法について紹介をさせていただきました。

今後も引き続き、デジタル行政の推進につきましては、京丹波あんしんアプリのサポートを含め、丁寧な説明等を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 続きまして、（5）です。

京丹波あんしんアプリにつきましては、かなり普及と申しますかダウンロードも進みまして、情報伝達の大きな役割を果たしているものと考えております。しかしながら一方で、いまだに町内在住者でもダウンロードされていない方があったり、また町外からお越しの方などは、かなりの確率でダウンロードもされていないのではないかなと思います。

同じようなことで大変恐縮なんですけど、令和4年第3回の定例会におきまして、エリアメールとか緊急速報メールなどの携帯キャリアを積極的に活用すべきではないかとの質問をさせていただきました。次の（6）にも同じキーワードが出てまいりますが、緊急情報のダブルルート化、トリプルルート化というものは極めて重要なものではないかなというふうに思います。それと、スマホの設定がオフになっていても、エリアメールや緊急速報メールとい

うのは圧が高いプッシュ型で入ってきますので、そのエリア内にいる方には全て入ってくるというようなことで、今度、大阪府でもかなり大規模な訓練がされるというのをちょっと情報で見たりしました。エリアメールや緊急速報メールの活用は有効な手段と考えますが、町としての見解を再度お伺いをさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 災害発生のおそれが高まりまして、一次避難所を開設し、町内一斉に避難指示を出させていただく場合、いわゆる警戒レベル4以上でございますが、そういった場合に直ちに身を守る行動を促すということで、先ほど言いましたようなあんしんアプリの発信でありますとか、エリアメールにつきましても同様に運用できる状態には町としてもやっております。

しかしながら、緊急速報メールにつきましては、前もお答えしたかもしれませんが、配信範囲が市町村単位となっておりますということでございます。したがって、旧町単位に配信することができないということになっております。特に、近隣の福知山とか綾部から配信されたら、京丹波町で受けるということも中にはあると思いますし、特に福知山市の状況の場合ですと、必ずレベル4になったら発信しているということでございますけれども、それも臨機応変に対応しておるということでございます。いわゆる災害の状況を見ながら、そういった配信をしておるということでございますので、そういう運用をこれからも図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） ぜひとも臨機応変な対応をお願いいたしたいと思います。

続きます（6）です。

各家庭に設置されておりました告知端末機が撤去されまして2年ほどが経過すると思うのですが、今なお告知端末機がないことに、防災上の観点からも不安や不便を感じられている高齢者も多いと感じます。アプリなどのネット環境に頼ることは時代の趨勢であり、情報伝達の速達化という観点からも必要不可欠なものであると思いますが、一方で、特に高齢者には現実的に情報面で取り残されている方がいるのではないかと危惧するところです。こういったいわゆる情報弱者をつくらない、取り残さないために、簡易かつ安価な方法で、告知端末機に代わる情報伝達手段を緊急情報のダブルルート化という観点も含めて町として研究し、将来的な導入につなげてはどうかと考えます。見解をお伺いさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 長年、慣れ親しんでいただきました告知端末機による放送が終了いたしましたしてから、75歳以上の高齢者のみの世帯及び視覚・聴覚障害のある方で、スマートフォンなどを所有されていないことなどにより、京丹波あんしんアプリによる情報入手が困難な方を対象に、タブレット端末をお貸しし、情報伝達手段の確保を図っているという現状でございます。

この事業であります、実は令和6年11月までの3年間の有期措置として行っておるところでございます。そして、町が通信回線料を負担するというところにいたしておるところでございますが、支援の継続も視野に検討を重ねているという状況でございます。高齢者が人口の約半数を占める本町の現状におきましては、本事業の対象者だけでなく、情報弱者を作ることがないように誰もが簡易に情報入手ができる環境整備を整えていく必要があると思っております。情報伝達手段をどのようにすればいいのか、研究をさらに進めていきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） ぜひとも研究よろしく願いいたします。

続きまして、（7）です。

今回の訓練では関係団体連携総合防災訓練として京丹波町建設業協会、京丹波森林組合、京都ドローン協会、京都中部広域消防組合が参加された訓練であり、先ほど申し上げましたが、これまでになかった非常に画期的な訓練であり、それぞれが得意とされる分野での力が発揮されますと、こういった連携は非常に有効なものになるのではないかと思います。また訓練の後、京丹波町建設業協会の役員様とお話をさせていただく機会もありましたが、地域を守る強い意志と地元貢献をさせていただきたいとのとてもありがたいお話もお伺いしました。また、消防団員が減少傾向にある本町にとりまして、長期的な視点で地域の消防力や防災力を高める必要があり、そういった部分にも貢献できるのではないかというお話もいただきました。こういった連携は災害発生時の明確な指揮系統を確立され、効率的な運用が行われた際には大きな力を発揮すると思います。指揮命令系統はどのようになっているのかお伺いをさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 実際に災害等が発生いたしましたら、町のほうで災害対策本部を設置することになります。今回、建設業協会さんでありますとか京丹波森林組合さんについては、町との二者協定でありまして、町からの、いわゆる対策本部からの出動要請、指示に基づき、災害対応へ支援いただくこととなっております。

それから、ドローン協会さんにつきましては、いわゆる被災現場の状況に応じた支援ができるように、町と町消防団との三者協定ということになっておりまして、これも町もしくは町消防団からの出動要請、指示に基づきまして、災害支援をいただくというふうになっております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） この点につきまして、もう一点だけ関連質問をさせていただきますが、建設業協会や森林組合には消防団員も兼務されている方も複数いらっしゃると思います。こういう方、優先すべきはどちらの活動かお伺いをさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 今のご質問でございますが、これにつきましては町職員も同じことございまして、職員も災害動員する場合につきましても、消防団員であるということがございます。職員の動員の際につきましては、団でのそれぞれの職責を優先するということが配慮させていただいておりますし、幹部につきましても動員の緊急度を下げているというふうな対応で、団の活動を優先していただいているような形で今のところ町の職員は配慮をさせていただいております。したがって、この件につきましては、各職場内での調整、そういったことであると思いますし、各部における配慮もあると思いますので、そちらのほうで調整をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 質問事項1につきましては最後の質問となります。

防災と平日頃からの防災意識の向上や実際に災害に備えて継続的かつ反復的な地域住民を挙げての訓練の必要性を強く感じます。地域によっては区などの単位で訓練されているところもあるとお聞きしますが、今後も町として継続的な訓練をすべきなのではないかと思えます。町としての見解と今後の展開につきまして答弁をお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 今回の訓練につきましては、京丹波町消防団で計画、実施をいただいたところでございますが、次年度以降の訓練につきましては、京都府総合防災訓練でありますとか町が実施しております原子力防災訓練、そういったものも活用しながら関係機関との連携を図る中で取組を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） そうしましたら、続きまして、質問事項2、本町での子育てと教育環境についてです。

（1）ですが、町内の各中学校におきまして、中間・期末テストの期間中の給食が実施されているところ、具体的には蒲生野中学校ですが、それと実施されていないところ、瑞穂中学校と和知中学校になろうかと思いますが、学校によってその対応が分かれている現状があります。この理由につきましてご答弁をお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 中学校のテスト期間中における学校給食については、テストに向け家庭学習の時間を確保するため午前中で下校する学校、また通学バスなどの事情を考慮し、学校で給食を取った上で下校する学校がございます。

こうしたことから、テスト期間中の給食については、各中学校の判断に委ねております。以上です。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） ただいま教育長のご答弁によりまして、学校それぞれで判断をしておられるということで、実施、未実施となっている理由は分かりました。（2）に、現状として子育て世代は、圧倒的に共働きの家庭が多いと思いますが、平日のテスト期間中の昼食の準備は、朝の忙しいとき、一手間、二手間かかりまして、どうしても簡易なものになりがち傾向があるのではないかなと思います。中には、カップ麺とかレトルト食品などを昼食としているようなご家庭もあるのではないかと思います。保護者負担の低減を図ることはもとより、栄養面からも、テスト期間中の給食は実施されていない中学校でも実施すべきではないか。してほしいという声も実際あるのですが、町としての見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 先ほど申しましたように、テスト期間中の給食については、それぞれの事情を踏まえ、各中学校の判断に委ねているところでありますが、議員から提案のありました帰宅後の昼食の課題や保護者負担の軽減等を考慮し、テスト期間中の給食の提供について、それぞれ事情があるかと思うんですが、それを踏まえ、改めて検討するよう各中学校に求めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 各中学校でまた検討を考えていきたいということをご答弁いただきま

した。ぜひともまた意見を聞いていただいて、実施する、実施しない、また考えていただければうれしいかなというふうに思います。

続きまして、(3)です。これも保護者負担を低減するという視点で質問をさせていただきます。

子どもたちにとりまして修学旅行とは、学校生活における最大のイベントであり、思い出に残るものです。私自身も小学校で行った鳥羽水族館や宿での禁断の枕投げとか、また中学校で行きました長崎県景色や、当時交流のあった長崎県瑞穂町、現在の雲仙市を訪問したことなどを鮮明に覚えております。

このような中で、現在、小中学校の行き先は異なると思いますが、それぞれに修学旅行にはどれぐらいの費用が実際かかっているのでしょうか。また、その費用の多くは、多くの家庭の場合、旅行会社による修学旅行積立により費用に充てられておりますが、経済的な負担は大きなものがあると推察をいたします。

私自身が独自に京都府内26市町村の修学旅行に対する補助の状況を調べましたところ、府内の全ての市、これは京都市を含めて15市ですが、就学援助以外での補助を行っているところはありませんでしたが、逆に、町村レベルでは、9町村で修学旅行に対する補助金を設けており、町レベルで補助金がないのは本町と大山崎町のみで、修学旅行が完全無償化されている町村もありびっくりしました。補助金を設けている多くの町が、少し幅はありますが、小学校で2,000円から2万円、中学校で2,000円から3万5,000円補助されているようです。

本町におきましても、就学援助により修学旅行への負担のない要保護・準要保護家庭を除いた家庭にも修学旅行の積立金への補助を行う考えはないか伺いをさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） まず、修学旅行に係る経費であります。小学校の修学旅行の場合、伊勢・鳥羽方面、費用としては学校によって若干差がありますが、3万から3万5,000円程度であります。また、中学校は九州方面に行っております。費用は6万5,000円から7万5,000円ということになっております。

次に、積立ての補助に対する考え方ですが、本町では、新型コロナの感染によるキャンセル料を補填する保険の保険料、これは町のほうで負担をしております。また、中学校におけるバス代の補助についても、既に実施もしております。そういうこともありますので、積立金への補助という形は取っていませんが、間接的ではありますが、そうした補助については既に実施をしております。そうしたことでもありますので、現時点においては、積立金



への補助については考えていないということでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 直接的ではないにしても、間接的な補助をいただいているということで、一定評価するものであります。

続きまして、（4）になります。

本町のこども園の卒園式は、小学校の卒業式などを加味しまして、平日にされていると思います。このことは多くの保護者が仕事を休んで参加をされ、また近頃は夫婦そろっての出席も全く珍しくなくなりました。近隣の市では、福知山市の話なんですけど、保護者が参加しやすいように土曜日に卒園式が行われると聞いております。本町におきましても、弾力的に土曜日の開催に変更して、1人でも多くの保護者の参加をいただき、子どもたちにとって晴れの日を祝えるようにすべきではないかと考えますが、町としての見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 保田子育て支援課長。

○子育て支援課長（保田利和君） こども園の卒園式につきましては、今年度も平日に開催する予定でございます。平日としました理由としましては、近年につきましては、コロナ禍で卒園式に在園児が参加できない状況ではございましたが、各園の人数によっては、今後在園児も参加できる日であること、また、保護者が必ずしも土曜日が休みでないということ、そして、春季休業や小学校の卒業式との兼ね合いを配慮した日程としているところでございます。

なお、年度当初には、保護者の皆様に年間行事予定としてお知らせをさせていただいております。

卒園式の日程につきましては、まずは、園児のことを第一に考えて、園児たちの心と体の健康を保つためにも、通常、登園しております平日に開催することが園児たちにとってよりよい日であるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 続きまして、（5）の不登校の実態につきましてですが、この質問につきましては、さきの山崎眞宏議員の一般質問で既にお答えをいただいておりますので、通告にはありませんが、少しだけ質問を変えさせていただきまして、不登校の問題について深掘りをさせていただきたいと思っております。可能な範囲でご答弁をいただけますとありがたいです。

山崎眞宏議員への答弁の中で、この間、不登校の問題については、本町の学校教育の最重要課題と位置づけ、不登校の問題については、不登校の解消と未然防止に取り組んでまいりましたとのお答弁がありました。不登校の実態は近年どのように変化してきたのか。また、複合的だとは思いますが、不登校の背景にはどのようなことがあるのかお伺いをさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 現状については、山崎眞宏議員の一般質問にお答えしたとおりであります。

この間の不登校の状況の変化について少し説明をさせていただきますと、まず、小学校であります。ちょうど不登校はコロナの広がりとはほぼ軌を一にするように増えてきたという経過があります。それで、不登校が増加をする直前の平成30年3月の状況ですが、そのとき本町の小学校では実数で2名、1,000人当たり発生率で3.6、このとき全国の1,000人当たりの発生率は5.4でありました。

次に、不登校がピークでありました令和3年3月の状況であります。このとき本町の小学校の不登校の実数が13名であります。1,000人当たりの発生率にしますと26.7、このとき全国の1,000人当たりは10.0でありました。したがって、増加する前、本町は全国平均を下回っておりましたが、ピーク時は全国のおよそ2.6倍ぐらいに逆転して増えたということでもあります。

次に、中学校であります。不登校が増加します前、先ほどと同様に平成30年3月の段階ですが、実数で5人、1,000人当たりの発生率で15.9、このとき全国の1,000人当たりの発生率は32.5でありましたから、全国の半分ぐらであります。ところが、中学校のピークは令和4年3月の段階です。このとき本町の実数は20名、1,000人当たりで79.1、このときの全国の1,000人当たりの発生率は50.0でありました。

このように急増前の平成30年度末においては、全国水準を下回っておりましたが、ピーク時には小中とも大きく全国水準を上回ったという変化になっております。そして、現時点では、山崎眞宏議員にお答えしたとおりに、小学校で実数で2、中学校で18。

また、令和4年度1年間、そして令和5年4月から7月現在まで、新たに不登校になる児童生徒の数は大きく減少をしておりますので、一定急増から今ようやく落ち着き、減少の段階に入っております。

次に、不登校の背景ですが、全国的な文科省の調査であります。その要因として最も多いものは、いわゆる無気力や不安というのが最も多い。大多数をこれが占めております。そ

の上で、複数回答になっておりますので、家庭や親子関係に関わると考えられるもの。次に、友人関係に関わるもの。そして、学業や部活動、進路など学校生活に関わるものが上位を占めております。したがって、背景・要因は非常に多岐にわたり、児童生徒が抱えているものは一律でないということが見てとれます。それだけに、その対応は、児童生徒一人ひとりの実情に沿ったきめ細かな対応、取組が必要かと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 本町では大変厳しい状態にあって、小学校のほうでは大幅に減ってきたという状況も分かりました。もう一点、関連質問になりますが、本定例会におきまして、一般会計補正予算の説明の中で、不登校への新たな町の対応としまして、京丹波町版子どもサポート推進事業として学校適応支援推進事業に補正予算113万2,000円が提案されておりました。この事業は、先ほど西山議員の質問にもございました京都府の今年の新規事業である子どもの教育のための総合交付金を活用した事業とのことでしたが、この推進事業のねらいや取組の内容につきまして、お聞かせをいただければと思います。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 今ご質問いただきました京丹波町版子どもサポート推進事業についてですが、先ほど申しましたような不登校対応、昨年度、小学校、中学校で取組をし、一定の先行事例が出てきましたので、今回、京都府の子どもの教育のための総合交付金を活用し、全ての小中学校を対象に、本町の実態に即した不登校対策事業として実施をしようとするものでございます。

事業は大きく2つのことを目指しています。1つは、現に不登校の状況にあり、その児童生徒への支援をどうするかという現状の取組です。もう1つは、今後、不登校の未然防止のために行う事業と、大きく2つの柱立てをしております。

まず、現状の現に不登校にある児童生徒への対応支援であります。ご承知のように多くの市等では、全市を対象にした規模の大きな適応指導教室を設置をしています。ところが、本町のように町域が広く、通学の利便性から考えると、それは必ずしも効果的であるというふうには考えられません。そこで、今回、これまで各学校で保健室登校とか、いわゆる別室登校というふうに呼んでおりましたが、こうした各学校の実情に即した対応を新たに町として連携型の適応指導教室と位置づけ、そこに町の独自の支援員の配置、あるいは教室等、環境整備のための予算を付けるということでもあります。それは登校できたらの話でありますので、登校すること自体が困難な場合には、家庭、地域に出向いていく支援ができないかとい

うので、いわば出張型の適応指導として、これまでは担任や学校の関係者が行っておりましたが、福祉サイドや地域の皆様にも一部の間お世話にもなっておりますので、こうした方からの支援も受けられるよう必要な予算的な措置も含めて、今回の事業をまとめております。一人ひとりの実情に合わせた、京丹波町の地域に即したオーダーメイドの支援を目指しています。

2つ目の未然防止でありますけれども、全ての児童生徒に、いわゆる居場所がある。そうした魅力のある学校づくりとも表現できますが、そういう取組と併せまして、児童生徒の状況、山崎議員からはQ-Uの話もありましたが、こうした児童生徒の状況をきめ細かく把握できるスクリーニングのシステム、特に学校が幾つか気になる児童生徒に早期に支援方針が出せる相談システムの構築を目指したいと考えています。

以上であります。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 大変すばらしい取組だと思います。不登校に至る前段階で子どもたちの心の声に耳を傾けて、寄り添い、未然に防止する。そして、最終的に不登校となる子どもの人数が減るとするのは、小さな町の学校であるがゆえの強みだと思いますし、誰一人取り残さない学びの環境づくりへの町の決意の表れだと思います。一層の推進を期待しております。

続きまして、（6）です。

近年頻発しておりますゲリラ雷雨が発生したときの下校に関しての各校の対応、また、どういった判断をされているのかお伺いをいたします。

私も車を運転しております、ある町内の小学校から少し離れたところを通っておりますところ、下校途中の児童約10名ほどなんですが、ひどいゲリラ雷雨に遭いまして、民家の軒先に慌てて逃げ込むといった姿を見ました。子どもたちは雷雨と突風に大変怖かったのではないかなと思います。

現在では、雨雲レーダーの精度もかなり高くなってまいりました。こういったものも活用しながら下校の判断を慎重にすべきではないかと思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 下校時に雷雨等が発生をしている場合、学校では当然のことながら下校時間を遅らせる、また学校にとどまる、こういった対応をすることにしております。ところが、先ほどのように下校途中に突然の雷雨等に遭った場合、これらについては先ほどもありましたように、近くの避難ができる建物の軒下など、状況が好転するまで待機するとい

う現実的対応を指導しております。

お話にもありました下校時の判断に、雨雲レーダーなどの活用につきましては、既に多くの学校が実施をしております。ご提案のとおりさらに積極的に活用し、適切な事前の判断ができるよう、改めて学校に指示をしたいと思えます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 子どもへの教育といいますか、危ないときにはこうするんだよというのを、ぜひともまたしっかり伝えていただきたいと思えます。

続きまして、（7）です。

庁舎1階にあります交流ラウンジ「こだち」は、本町が誇るべき大変すばらしい施設だと思っております。幅広い住民の方々にご利用いただきたいと思うのですが、その中でも特に小中学生にも利用してほしいなというふうに思えます。子どもが集える役場は本当にすてきだと思えます。しかし、利用できるのは、現実的には近所の子どもさんであったり、送り迎えをしてもらえる環境にある子どもに限られているのが実態だと思えます。各地区にそれぞれ特色ある図書館の分館はありますが、町内全域から交流ラウンジ「こだち」を利用できるよう促進策を考える予定はないかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 畠中町長。

○町長（畠中源一君） 新しい役場庁舎は、開かれた庁舎として毎日のようにラウンジをご利用いただいております。こうした事例は、全国的にも非常に珍しいのではないかと。そういった意味では、先進的な庁舎だろうと思って、非常に誇らしく思っておるところでございますし、おっしゃるとおり町民の皆様方、年齢問わず幅広くご利用いただければいいかなと私は思っております。

詳細について、管財課長のほうから説明いたします。

○議長（梅原好範君） 藤井管財課長。

○管財課長（藤井知宝君） 交流ラウンジにつきましては、住民の文化交流に資するために、原則、年末年始を除いて午前8時30分から午後8時まで、誰でも利用できるようになっております。

また、会議室においては、使用申請が必要ですが、平日は8時30分から午後10時まで、土日祝日は午前8時30分から午後5時まで、学校活動やPTA活動でも利用していただけるようになっております。

町の事業に関しても、積極的に各担当課が利用していただけたらいいなと思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 特に、小中学生を対象に交流ラウンジを活用してもらえる事業として、京丹波町図書館の事業として、京都府職業能力開発協会の協力を得て、特に小学生を対象にした篆刻印鑑、あるいはミニ畳、和菓子といったものづくり体験教室などをこの間実施をしています。また、子どもも参加できる音楽イベントなどミニイベントなども幅広く取り組んでおります。また、小学校については、特に役場の見学の際、ときに議会の傍聴もありましたが、こうした機会にラウンジの見学、紹介も併せて実施をしております。今後は、小中学生を対象にこうした事業をさらに拡充できないか、あるいは図書館中央館同様、小中学生の調べ学習にも活用していただけるよう各学校に情報提供をさらに進めさせていただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 先ほども申し上げましたように、交流ラウンジ「こだち」は本当に誇るべき施設だと思いますので、多くの子どもたちにも利用してほしい。また、いろんな施策も既にさせていただいているということもよく分かりました。このことは日常使いという意味合いでいきますと、町の交通政策にも関わってくる問題だと思いますので、そちらのほうの今後の取組にも期待をしていきたいなというふうに思います。

続きまして、（8）です。

私は、現在、瑞穂中学校のPTA会長を務めさせていただいております関係もありまして、学校にはよく行かせていただいておりますが、夏場は学校に限らず草との戦いだとは思いますが、特に本町の宝である子どもたちが通う学校の環境をよくしたいという思いがあります。各小中学校での校地の草刈りはどのような基準で行われておりますでしょうか。あわせて、草刈りの頻度を上げることはできないかお伺いをさせていただきます。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 教育委員会としては、雑草の繁茂する時期に適切に除草を行い、学校敷地等の環境美化に努めるよう、この間、指示をしてきました。それに係る経費についても予算化もしております。そういう意味では、改めて適切な時期に除草作業等がされるよう求めていきたいと思っています。

また、この間、特に運動会、体育祭を前に、PTA、保護者の皆様にグラウンド等の除草に大変お世話になってること、重ねて感謝を申し上げたいと思っています。

以上であります。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 続きまして、（9）の学校での部活における熱中症対策につきましては、さきの伊藤議員の質問にも全く同じ内容がありましたので、割愛をさせていただきますが、35度を超えるような酷暑というのは、温暖化が進む現在、この先も夏のスタンダードになるのではないかなと思います。本年も全国で子どもたちに関わる痛ましい出来事もありますので、本町におきましては絶対にそういうことが起こらないように対策を徹底いただきたいと思います。

続きまして、（10）ですが、夏休み期間中には様々な運動系のクラブにおいて各種大会が行われます。特に、屋外で行われるものにつきましては、この酷暑では十分なパフォーマンスを発揮することもできず、当然ながら熱中症のリスクが非常に高まります。こういった点に配慮して日中の最も気温の高い時間帯を避けた大会運営がなされるよう、町として実施団体に働きかけをすべきと考えますが、町としての見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 特に夏季休業期間中の中学校体育連盟、中学校の各種競技大会では、熱中症を起こさないというきめ細かな対応を取っております。例えば、これまでなかった試合途中で給水タイムをする。甲子園なんかでも最近そういうことが行われております。また、スポーツドリンクの配布。それから、屋内競技を可能な限り空調設備の整った会場にすること。ところが、この管内、大きな施設、体育館は3つあるんですが、空調施設が効くのは亀岡市にある施設だけありますので、競技日程を少し幅を持って、できるだけ多くの競技で使えるように、そんな工夫もしていると聞いております。また、生徒の負担にならないような試合日程の調整についても工夫していると聞いております。

こうしたこともありまして、夏季休業中の中学校の競技大会において、熱中症による緊急搬送など心配されるような事例はなかったと聞いております。ところが、気候変動というようなことが懸念されている昨今でもありますので、今後の夏の状況を見つつ、教育関係者、特に各競技団体とも、夏季休業中の大会の持ち方については引き続き注意深く、場合によっては変更も含めての検討をする必要があるなど、そうした今意見交換はしております。

以上であります。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 続きまして、質問事項2における最後の質問となりますが、既に町内の各小学校ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会）が立ち上がっているものと思

ますが、本年度は、各中学校におきましても立ち上げることを目指している状況にあります。現在、導入進捗状況と設置のねらいについてお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 中学校におけるコミュニティ・スクール、いわゆる学校運営協議会の設置を令和5年度中に各中学校に設置するよう年度初めに指示をし、現在準備が進んでいます。幾つかの学校では、具体的な人選も含めて調整に入っていると報告を受けております。

コミュニティ・スクールの設置のねらいにつきましては、町の将来を担う子どもたちを地域全体で育む、地域とともに歩む学校づくりを推進するということ。また、地域や子どもをめぐる教育課題解決のために、地域と学校が双方向で取り組む学校を核とした地域づくり、こういったものを目指すということを目的にしております。

以上であります。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 子育てと教育環境につきまして、多くの質問をさせていただきました。保護者の皆様からいただいたご意見や私自身の気づきを質問させていただいたわけですが、これからも子育て環境や教育環境の充実のために一緒に取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、質問事項3、多様性社会における性的少数者への現状認識と取組、課題についてです。

この問題につきましては、非常に繊細かつ難しい問題のように捉えられ、一見すると本町での議論や世論の高まりはまだないように思われます。しかしながら、将来にわたる町の持続的成長を実現するためには、性的少数者に関しての取組により、町全体での理解を深めながら多様な人材の能力や可能性を引き出し、様々な意味での生産性を高めていく必要があると思います。

これまで本町では、LGBT（性的少数者）に関する議論は、本日の山崎眞宏議員の一部の質問を除いては、少なくとも議会において触れられたことはなかったと思いますが、多くの自治体において既に議論され、京都府内でも6市がパートナーシップ宣誓制度を設けている現状があり、もはや避けて通れないところまできていると思います。性的少数者への理解とパートナーシップ宣誓制度などの導入に向けた足がかりとして、そして何よりも未来を担う子どもや若者たちのため、多様性をしっかり受け入れられる、人、町、未来をつくっていくために今回の質問をさせていただきます。

まず、（1）ですが、本年6月16日に国会におきまして、性的マイノリティに対する理



解を広めるための法律であるLGBT理解増進法が成立し、23日に施行されました。この法律に関しましては賛否両論の意見があることは承知しておりますが、これは性的指向やジェンダーアイデンティティ（性自認）の多様性に関する政策の推進に向けて基本理念を示し、国や地方公共団体が果たすべき役割を定めたものであると理解をしております。

これを受けて、社会全般の現状、また本町の現状をどのように捉えておられるのか、町長にお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 山森副町長。

○副町長（山森英二君） 日本国憲法第13条の前段には、「全て国民は、個人として尊重される」と規定されているところでございます。この個人の尊厳の原則から、全ての国民は、自分らしく生きることができ、そして、自分らしく生きること何ら不利益を受けないことが保障されているところでございます。

6月23日、LGBT理解増進法が施行されたところでありまして、性の多様性に関する理解は十分でないという現状の中で、社会全体で議論し、性の多様性を理解し認め合い、一人ひとりが自分らしく生きることができる環境を作ることが重要であると認識をしているところでございます。

本町におきましても、性の多様性について理解を深める取組が課題であるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 続きまして、（2）ですが、先ほど実は山崎眞宏議員も触れられておりましたが、ある調査で、これは全国の20歳から69歳までの34万8,000人から回答を得た調査のようで、かなり大規模な調査なんです。それによりますと日本人の10人に1人は何らかの形での性的少数者であるとの結果があります。身近なところにも、本町にも性的少数者の方は確実にいらっしゃると思います。本町では、これらの方々への配慮をどのように考え、また、実際に何か行っていることがあるのかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 山森副町長。

○副町長（山森英二君） 多様な性を尊重し、性的指向などに関わらず、一人ひとりの人権が尊重される社会を目指した取組が必要であると認識をしております。その取組の推進により、性の多様性や性的少数者の方々に関する理解が広がり、性的少数者の方々抱える困りごとや生きづらさが解消され、安心して生活できるようにすることが必要であると考えております。

本町では、その取組の1つとして、本庁舎のトイレ前に、性的少数者への尊重を表す虹色

の様様をあしらったピクトグラムの案内図記号を掲げておりますが、このほか、具体的な取組を進めるまでには現在至っておりません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） （3）です。

LGBTなどの理解促進や多様な性を受け入れるためには、学校教育における積極的な取組は極めて重要であると考えます。また、性自認について、自己の意識というものがない中で、自身の性に対する違和感に気づくことが、その教育がないことによって遅くなるようなことは決してあってはならないことと思いますし、潜在的な部分を把握できないということにつながると思います。

本町の教育において、これまでに行ってきた取組があるのか。そして、配慮していることはあるのか。さらには、これらに対する今後の展開について町のお考えをお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） 学校における取組でありますけど、LGBTをはじめ、異なる文化、価値観を認め合い、自他の存在を尊重し合う人権教育、また、人としてよりよい生き方を求める道徳教育などを中心に取組を進めております。このような学びを通じ、多様性を認め合う共生社会の担い手になることを学校教育としては目指しております。

まず、その中で、具体的なLGBTに関する学校での取組でありますけど、特に、中学校では人権教育推進計画の中で、現代的な人権問題の1つとしてLGBTを課題に入れ、取り組んでいる学校がございます。また、PTAと共催でLGBTに関する講演会を実施している中学校もございます。こうした端緒ではありますが、取組は既に始まっております。

こうしたことを通じて、先ほど申しましたように、本町の中学生が共生社会の新たな担い手になっていくという取組を進めていきたいと思っております。こうした取組を進める上で大事なことは、教職員の人権意識をさらに高めることが極めて肝要かと思っております。個別の人権問題の1つでありますLGBTについても正しい理解が進むよう、これは教職員研修の課題として取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 続きまして、（4）です。

今の質問は、子どもへの教育にフォーカスを当てて質問させていただきましたが、ここでは住民の皆様への理解と啓発の観点から質問をいたします。

まずは、あとにも先にも、LGBTの方が身近にいるというこの1点を住民の皆様にもぜひともご理解いただきたいと強く思うのです。そして、私が子どもの頃、LGBTという言葉はありませんでした。今、この議場にいらっしゃる方の圧倒的多くは私より年上になりますので、見聞きされたことはなかったと思います。そのような状況の中から現在に至りますので、社会の大きな変化の波の1つでありますLGBTについて、正しい知識と理解を深めるために、住民の皆様への啓発や社会教育での取組もまた重要になってまいります。この点につきまして、これまでの取組と今後の展開につきましてお尋ねをいたします。

○議長（梅原好範君） 山森副町長。

○副町長（山森英二君） 人権啓発事業では、これまで部落差別やコロナ差別、障害者、高齢者、外国人、また子どもの貧困などに関する様々な人権課題などをテーマとして、人権映画会や人権講演会を開催してきたところでございます。

今後におきましては、性的マイノリティのさらに理解を深めるための人権啓発も行っていかなければならないというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 松本教育長。

○教育長（松本和久君） LGBTをはじめ、性の多様性をはじめ、お互いを尊重し、認め合う関係性を作っていくための社会教育の立場であります。まずは正確な情報をしっかり提供し、理解を深める取組に努めたいと思います。

これまで人権啓発の取組を進めてまいりましたが、人権に関する範疇が非常に幅広いこともありまして、これまでLGBTに焦点を絞った取組には至っておりません。今後は、正確な情報発信に努めるため、例えば図書館での特集的な情報提供の取組、また、地域や職場で行われる人権学習に対し、LGBTに関する題材、素材の提供、また、町が実施する人権講演会なども、これらをテーマにすることも今後の課題として考えていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 続きまして、（5）です。

本町の役場にも様々な性的指向を持たれた方が来庁されると思います。また、そうした方々に接する機会も、住民の皆様以上に役場の職員さんは多いのではないかと思います。LGBTに対する本庁職員への研修は行われているのか。また、今後はどのようなのかお尋ねをいたします。

○議長（梅原好範君） 田中総務課長。

○総務課長（田中晋雄君） 様々な人権問題について考える京都人権文化講座を職員研修として位置づけております。これにつきましては、毎回職員が受講しております、この中でLGBTに対する講座も開催をされております、受講もさせていただいておりますという状況でございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） （6）近隣市との施策上の比較についてであります。

亀岡市では、2021年3月1日、福知山市が2022年4月1日、丹波篠山市が本年4月1日よりパートナーシップ宣誓制度を制定し、利用が可能となっており、新聞報道では、南丹市につきましても本年度から制度導入に向けた本格的な議論が始まったとあります。いずれの市も移住定住に力を入れているところであり、パートナーシップ宣誓制度があることにより、多様性を受け入れることができる町との評価もあるのではないかと。それを基準に、今後、移住定住先を選ばれてくる方も出てくるのではないかと思います。このような状況がある中で、近隣市との施策上での比較はどのようなものであると認識をされているのかお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 山森副町長。

○副町長（山森英二君） 近隣市の人権施策を見ますと、福知山市では「みんなの多様な性を尊重する条例」、南丹市では「人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例」、綾部市では「人権尊重のまちづくり条例」、それぞれが制定をされているというふうにお聞きをしております。また、パートナーシップ制度は、近隣の亀岡市、福知山市、綾部市など京都府内では7市町で導入されております。

本町におきましては、性の多様性に関する条例やパートナーシップ制度の導入は行っておりませんが、町政運営の基本理念に「みんなで、元気、希望、笑顔のあふれる京丹波町に」を掲げ、「人のふれあいを感じる町」を柱の一つにして各施策を推進しているところでございます。

目指しますのは、人に優しい町、人と人が認め合い、誰もが孤立することなく、みんながお互いに一生懸命応援し、励まし合うことができる、元気あふれる町であるというふうに思っております。

この方針を基本に、町民一人ひとりが人として尊重される町となるように人権施策を今後推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） 本日、最後の質問となります。

さきの山崎眞宏議員の質問にも同じようなものがございましたが、あえて質問をさせていただきます。

現状におきまして、町内では、LGBTへの理解促進のための教育や啓発はこれからです。しかしながら、社会は確実に変化し、その変化を甘受し対応できる町こそが、これから持続可能な町と言えるのではないのでしょうか。

本町におきましても、LGBTへの理解促進や当事者の不利益解消・幸福感向上に資するために、パートナーシップ宣誓制度やファミリーシップ制度などの導入に向けた研究を加速させるべきではないかと思えます。町としての見解をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 山森副町長。

○副町長（山森英二君） パートナーシップ制度については、既に調査を進めているところですが、今後、研究を深めていきたいと考えております。

また、パートナーシップ制度の導入は、全国の自治体で広がっておりまして、地域限定の制度であり、法的拘束力がないなど自治体の対応だけでは限界があると考えているところがあります。性的少数者の方々の権利擁護を推し進めていくために、国においても議論を深めていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 居谷君。

○3番（居谷知範君） この問題につきましての議論や研究は、本当にこの場がスタートだというふうに思っております。制度の導入に向けた研究を加速させるべきではないかという問いもさせていただいたんですが、本当に制度だけではなく、見えないから、少数だからよいかというようなことではなくて、必ずそこに目を向けて、性的少数者にとっても、そうでない方にとっても、当たり前が当たり前である町、多様性を受け入れられるような町を目指すことが、繰り返しになりますが、持続可能な町となると思えます。後からやるわけですので、アップデートを重ねた最新の施策となることを期待を申し上げます。

本日の最後に、大変長い一般質問となりましたが、町長をはじめ執行部の皆様には、丁重かつ真摯なご答弁をいただきましてありがとうございました。

これで、居谷の一般質問を終わります。

○議長（梅原好範君） これで、居谷知範君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

次の本会議は、明日、9月6日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

長時間にわたり、お疲れさまでした。

散会 午後 4時03分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 西山芳明

〃 署名議員 隅山卓夫